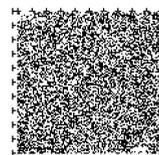
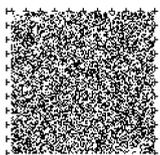


第2章 地域福祉に関する 本市の現状



市の花「茶の花」



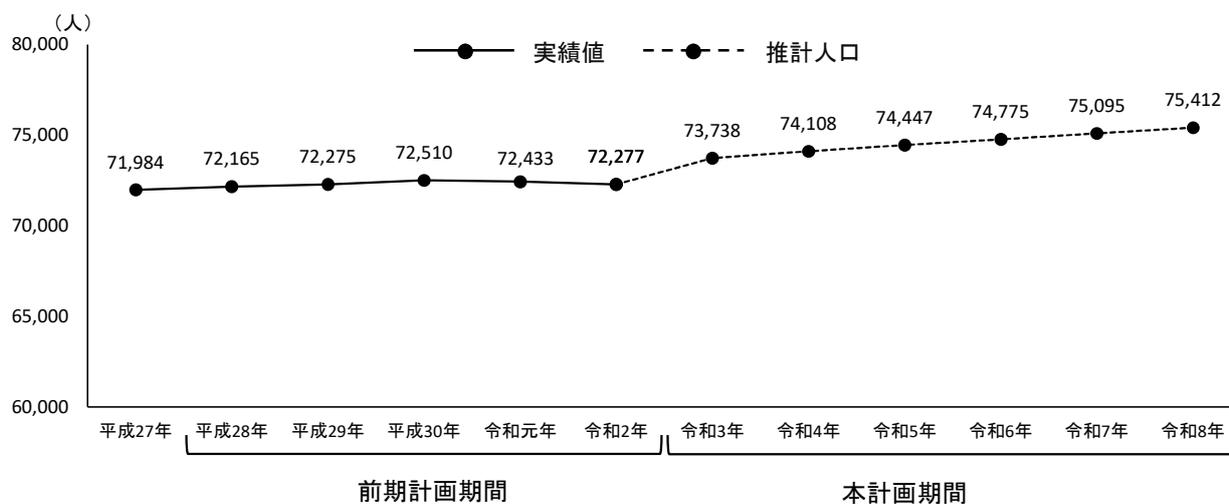


第1節 本市の現状

1 人口・世帯

◇ 人口の推移と将来の人口

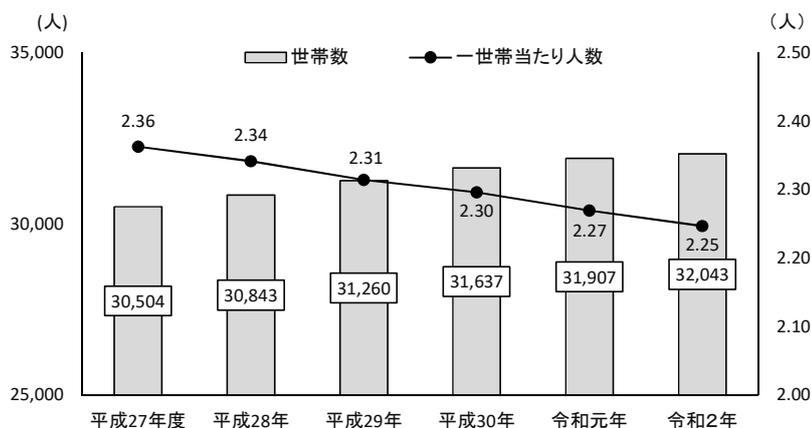
本市の人口は、令和元年以降やや減少しているものの、増加傾向にあり、本計画における将来推計人口は、「第五次長期総合計画」に掲げる将来推計人口を踏まえ、住民基本台帳による人口について、平成27年から平成30年までの各年4月1日を基準として、性別・年齢別・地区別でコーホート法*により人口推計を行ったトレンド推計に加え、①出生率の向上・出生者数の増加、②若者の転出の抑制、③子育て世帯の転入の促進の3つの人口増加の取組を全て実現した場合について、令和8年の人口を75,412人とした計画を策定します。



備考：令和2年までは住民基本台帳実績値（4月1日現在）

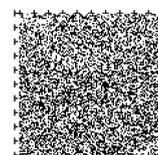
◇ 世帯数と一世帯当たりの人数の推移

世帯数は令和元年10月1日現在、32,043世帯で、直近5か年の間、増加傾向にあります。一世帯当たりの人数は、2.25人と、減少傾向にあります。



出典：住民基本台帳

※ コーホート法：同年（同期間）に出生した集団を指す「コーホート」ごとに、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法。



2 地域福祉の現状

(1) 主な地域資源※

◇ 身近な地域の組織的な活動

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立された公益法人で、地域における公益的な取組として、多様な地域貢献活動を行っています。

老人クラブ

健康づくり・介護予防活動、友愛活動、奉仕活動等を中心に幅広く活動しています。

◇ 見守り等地域を限定しない活動

ボランティア

個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に参加する人や団体であり、本市ではボランティア・市民活動センターを拠点として活動支援を行っています。

自治会

市内には56の自治会があり、行事を通じた親睦や生活環境の向上に向けた取組、防災・防犯活動等、地域の共助力向上のため、様々な活動を行っています。

民生委員・児童委員

本市では厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員と主任児童委員が、担当区域の福祉的な課題を抱える人を把握しながら、様々な相談に応じ、行政機関への橋渡しを行っています。

◇ 課題やテーマに沿った活動

NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した「利益を目的としない活動を行う民間の団体」のことであり、社会の様々な分野の課題に、主体的に取り組んでいます。

当事者・家族会

障害や介護等同様な問題を抱えている個人や家族がお互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支え合うための活動をしています。

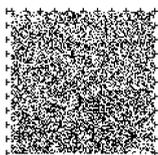
お互いさまサロン

地域の高齢者の通いの場として介護予防や様々な世代の交流の促進に向けた活動を行っており、本市では、体操や脳トレ等の講座やレクリエーションを実施しています。

子ども食堂

地域のボランティアの方々によって運営されており、食事のことで困っていたり、悩みを抱えている子どもやその家庭のために、低料金で食事を提供しています。

※ 地域資源：その地域に存在する地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者及びそれらの事業・活動を行う場や事業・活動に関する情報のこと。



◇ 災害等に備える活動

自主防災組織

主に自治会を母体として、防災活動を行うボランティア団体で、地域の安全のため、災害予防活動や災害対応活動を行っています。

自主防犯組織

地域で防犯活動に取り組んでいるボランティア団体で、防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動等を行っています。

◇ 犯罪をした者等の更生に協力する活動

保護司

本市では法務大臣から委嘱を受けた保護司が、犯罪をした人の社会復帰のサポートや社会を明るくする運動等の更生に関する啓発活動等、様々な再犯防止活動を行っています。

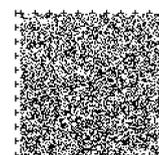
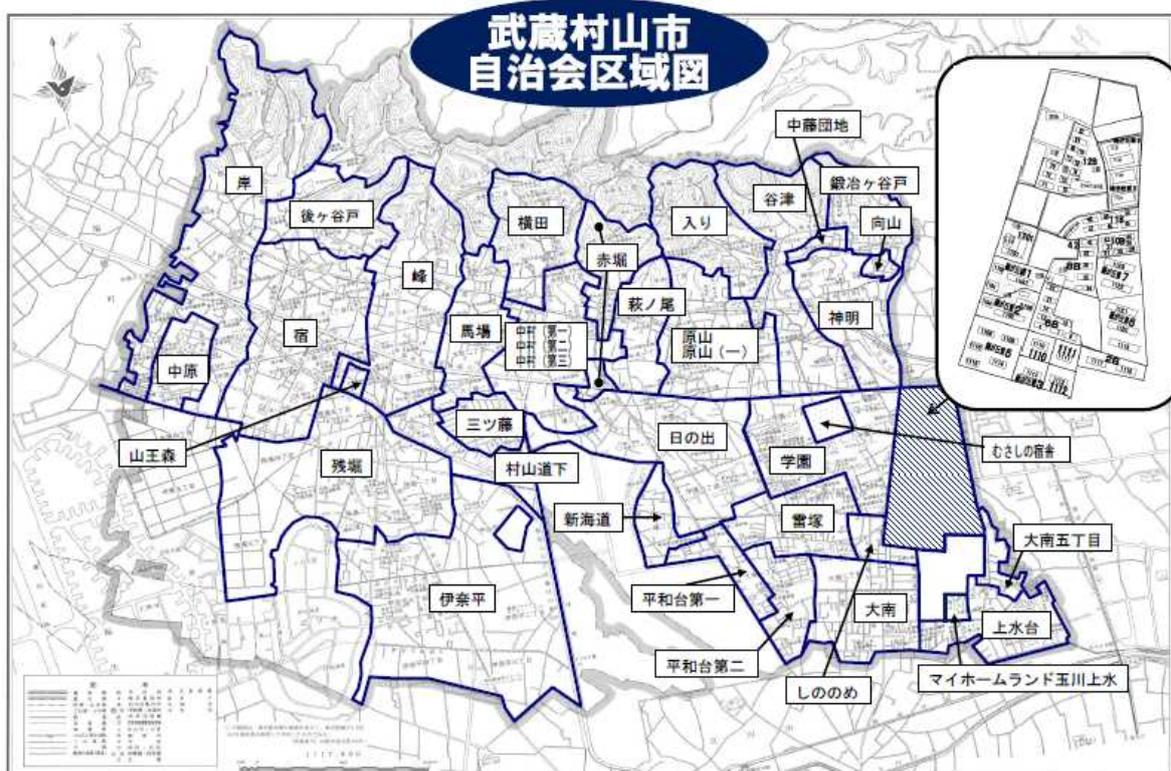
更生保護女性会

犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全育成、犯罪や非行をした少年の改善更生に向けた活動等を行っています。

(2) 自治会の組織状況と活動への支援について

令和2年5月現在、本市では、以下の区域ごとに56の自治会が組織されており、地域活動の親睦・レクリエーション活動、防災・防犯活動、市等からの情報提供、地域課題の解決等を行っています。

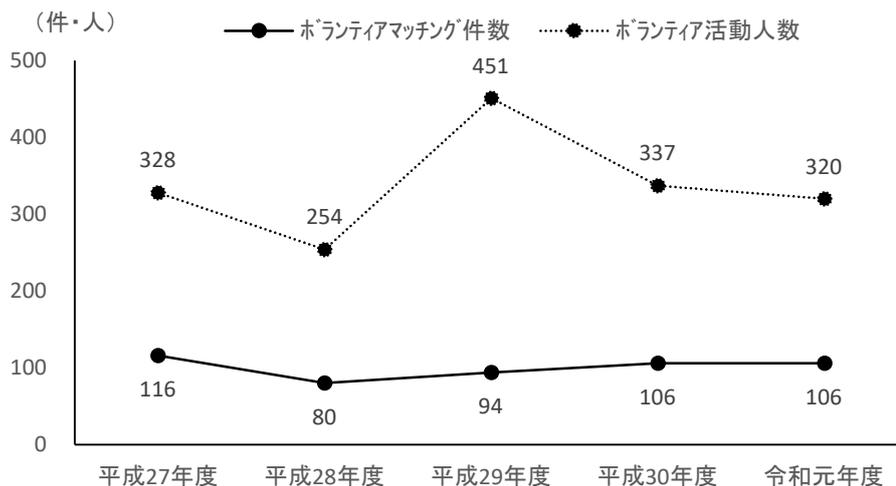
そのため、市では、自治会の自主的な活動の更なる活性化を図るため、自治会活動への各種補助金の交付等を行っています。



(3) 市民活動について

◇ ボランティアマッチング件数とボランティア活動人数

ボランティア・市民活動センターに要請のあったボランティアニーズに対して、登録団体や個人登録者を通じて実際に行われたボランティア活動の件数（ボランティアマッチング件数）は、令和元年度は106件であり、直近5か年の間、100件前後を推移しています。また、実際に行われたボランティア活動に参加したボランティア活動人数は、令和元年度は320人で、直近5か年の間、300人前後を推移しています。



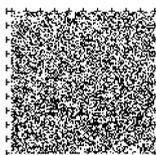
各年度末現在

◇ 市民活動への支援

近年、市民によるボランティア（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に欠かせないものとなってきています。

このような背景から、市民総合センターにボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。ボランティア・市民活動センターでは、住民一人一人にボランティアや市民活動を身近に体感してもらうため、平成28年度から市民活動の見本市として「元気フェスタ」を開催しており、令和元年度は4,087人が来場しました。また、広報誌「コラボ・バ」や、情報誌「市民活動ナビ」の発行を通じて、市内のボランティア団体・NPO法人の活動状況のPRにも努めています。

ボランティア活動や市民活動は、市民による課題解決に向けた多様な活動の展開により、「市民一人一人の自己実現」や「より良いまちづくり」を目指して行われるものです。近年は、市民活動への関心が高まっていることから、NPO法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。



(4) 社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図る中心的な団体」として位置付けられており、地域住民主体の活動を支援していくという重要な役割を担っています。具体的には、行政、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人、福祉関係団体等の社会福祉関係者や機関及び保健・医療・教育等の関係機関と連携しながら、地域福祉の推進に向けた活動を行う団体です。

近年は地域における課題がますます複雑化・多様化していることから、地域の情報等を整理し、市民のニーズに寄り添いながら、柔軟な事業展開を行うことへの期待が高まっています。

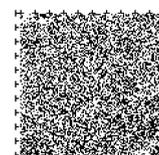
現在、社会福祉協議会では本市の第五次地域福祉計画に基づいた「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の向上に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では令和元年度より、南部地域をモデル地区として「地域福祉コーディネーター」を配置し、制度の狭間にある問題、複雑な課題をもった個人に対する支援や、「子ども食堂の立ち上げとネットワーク化」、「引きこもり当事者家族会の立ち上げ」等の地域ネットワーク化支援を行う等、「住民活動への支援」や「必要な仕組みの構築」を提案しています。

社会福祉協議会は「地域のコーディネーター」としての役割を担い、人と人、関係団体・機関等を結び、市民がそれぞれの多様性を認め合う「より豊かな福祉コミュニティ」を実現することを目標に活動しています。

《社会福祉協議会の主な事業》

独自事業	
○福祉バザー	○いっぽ募金
○使用済み切手の回収	○不要となった入れ歯の回収
○小地域福祉組織化事業	○福祉まつりの開催
○シルバーテレホン事業	○車いす貸出事業
○緊急援護資金貸付事業	○赤い羽根共同募金運動
○歳末たすけあい運動事業	○機関誌の発行
○福祉関係団体への助成	○福祉学習会への経費助成
○イベント機器の貸出	○フードバンク事業
○相談支援事業	
受託事業	
○生活福祉資金貸付事務事業	○福祉サービス利用援助事業
○福祉サービス総合支援事業	○成年後見活用あんしん生活創造事業
○受験生チャレンジ支援貸付事務事業	
指定管理者制度による施設運営	
○南部地域包括支援センター	○身体障害者福祉センター
○のぞみ福祉園	○障害者地域自立生活支援センター



(5) 民生委員・児童委員の活動について

民生委員・児童委員協議会は、市内を東部地区と西部地区の2地区に分けており、東西地区合計で民生委員・児童委員が54人（定数58人）、主任児童委員が4人（定数4人）の合計58人（令和2年4月現在）が委嘱され、様々な活動を行っています。

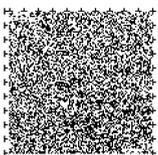
民生委員・児童委員の活動としては、それぞれの地域で生活に困っている人や障害のある方、一人暮らしの高齢者等が安心して生活を送れるよう相談に応じ、市や関係機関による適切な福祉サービスへつなぐサポートや見守り活動をしています。また、主任児童委員は、各地域の児童委員（民生委員が兼ねている）に助言や協力をし、学校やスクールソーシャルワーカー*、子ども家庭支援センター等と連携しながら、青少年の健全育成を推進するための活動を行っています。

近年、本市では地震や大雨による災害対応や避難行動要支援者*への対応等、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなる一方で、困難性や活動量の増加により民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。

民生委員・児童委員が活動する主な事業等
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の見守り活動 ○定例協議会を実施（8月を除く毎月1回） ○民生委員・児童委員の日（5月12日）活動週間における啓発活動の実施 ○二市連絡協議会を実施（東大和市民生委員・児童委員協議会との情報交換） ○社会福祉関連施設への視察研修を実施 ○地区連絡協議会を実施（児童相談所、教育委員会、子ども家庭支援センター及び民生委員・児童委員協議会の4者で地域の児童問題についての情報交換等） ○村山デユダラまつり会場における啓発活動及び相談コーナーの実施 ○民生委員・児童委員向けの講演会を実施 ○平常時及び災害時における避難行動要支援者等への対応 ○福祉関係団体との懇談会（社会福祉協議会、地域包括支援センター等） ○各事業への協力（敬老金の配付、福祉まつり等社会福祉協議会事業）
事項別部会の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援部会【乳幼児をもつ親の子育て支援の実践に関する事項】 ○児童福祉部会【学齢児童の福祉に関する事項】 ○障害福祉部会【障害者（児）の福祉に関する事項】 ○生活福祉部会【低所得者の福祉に関する事項】 ○高齢福祉部会【高齢者の福祉に関する事項】 ○主任児童委員部会【専門的な児童福祉に関する事項】

※ スクールソーシャルワーカー：問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携によって問題の改善及び軽減を図る者。

※ 避難行動要支援者：高齢者、障害のある方の防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。



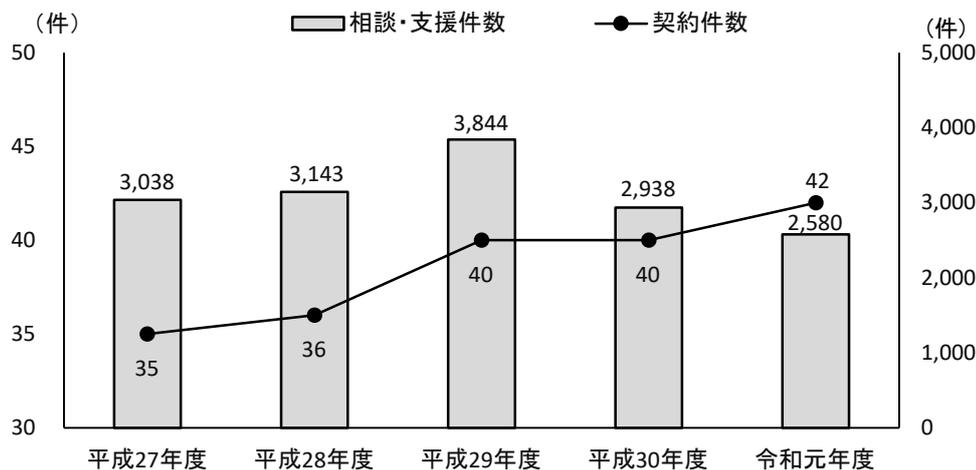
(6) 権利擁護事業について

① 権利擁護事業の現状

◇ 地域福祉権利擁護事業*の利用件数の推移

地域福祉権利擁護事業の相談件数は、令和元年度において2,580件であり、平成29年度以降、減少傾向にあります。

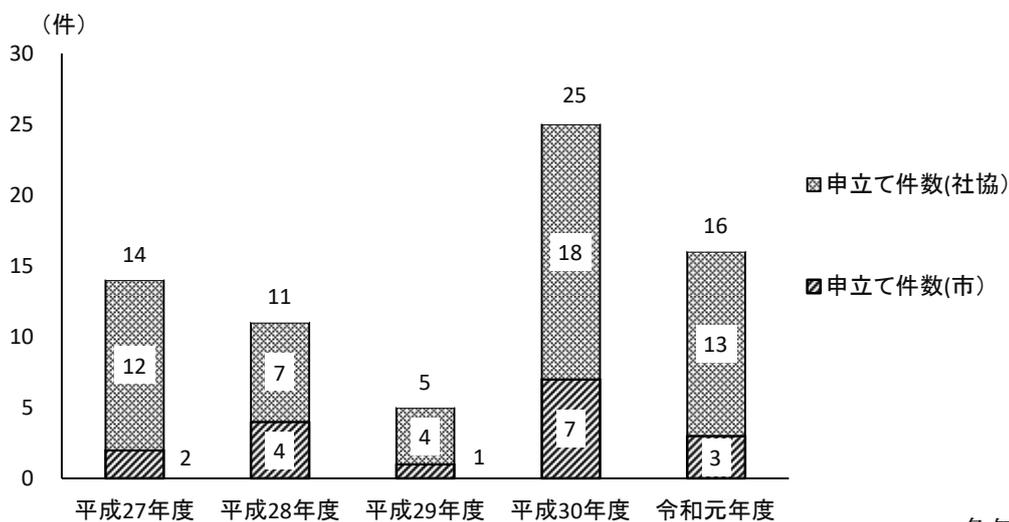
一方、契約件数は、令和元年度において42件であり、直近5か年の間、微増傾向にあります。



各年度末現在

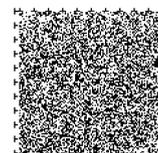
◇ 成年後見制度の申立て件数の推移

市及び社会福祉協議会の支援による成年後見制度の申立て件数は、年度によりばらつきがあるものの、15件前後で推移しています。



各年度末現在

* 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）：認知症高齢者の方や知的・精神障害者の方等、判断能力の不十分な方を対象に、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理等の支援を行う事業。



② 権利擁護事業の主な取組

◇ 権利擁護の推進

高齢者、障害のある方、子どもや子育て家庭に関する様々な相談に対して、福祉サービスを分かりやすく、そして利用しやすくなるように案内するため、福祉サービスの利用方法に関する相談や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口として、「福祉サービス総合支援事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

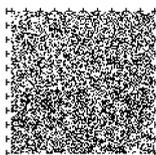
認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続支援や日常的な金銭管理サービス等を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が「福祉サービス総合支援事業」の中で実施しています。

判断能力の不十分な人の権利を法律的に保護し、財産管理や身上監護等の支援をする「成年後見制度」については、積極的な活用を支援する取組として制度の周知に加えて、利用手続に関する相談、成年後見審判申立てに必要な書類作成の説明や支援を行う「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

児童虐待防止に向けては、子ども家庭支援センターが、子どもをもつ家庭の支援や関係機関との連携を図るとともに、東大和警察署と協定を締結し、虐待予防のためのネットワークの構築を図っています。

また、近年問題とされる面前DV^{*}の被害防止に向けて、市民に周知し、母子相談員との連携を図っています。

※ 面前DV：子どもに対する心理的虐待の一つで、どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為。

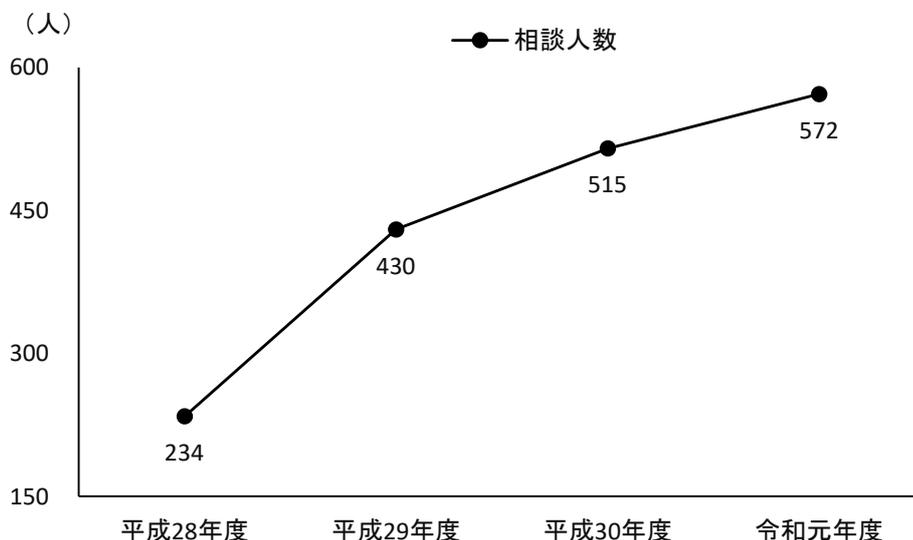


(7) 生活困窮者自立支援等について

① 生活困窮者自立支援等に関する現状

◇ 市民なやみごと相談窓口の相談人数の推移

市民なやみごと相談窓口における相談件数は、平成 28 年度に事業を開始して以降、増加傾向にあります。



各年度末現在

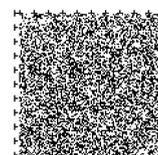
◇ 市民なやみごと相談窓口における就労支援等の推移

市民なやみごと相談窓口に寄せられた相談内容のうち、就労支援対象となった人数は、令和元年度で 53 人となっており、そのうち 60.4% (32 人) が実際の就労につながっています。

また、生活保護相談窓口への紹介の対象となった件数は、令和元年度で 42 件となっており、そのうち 42.9% (18 件) が実際の制度利用につながっています。

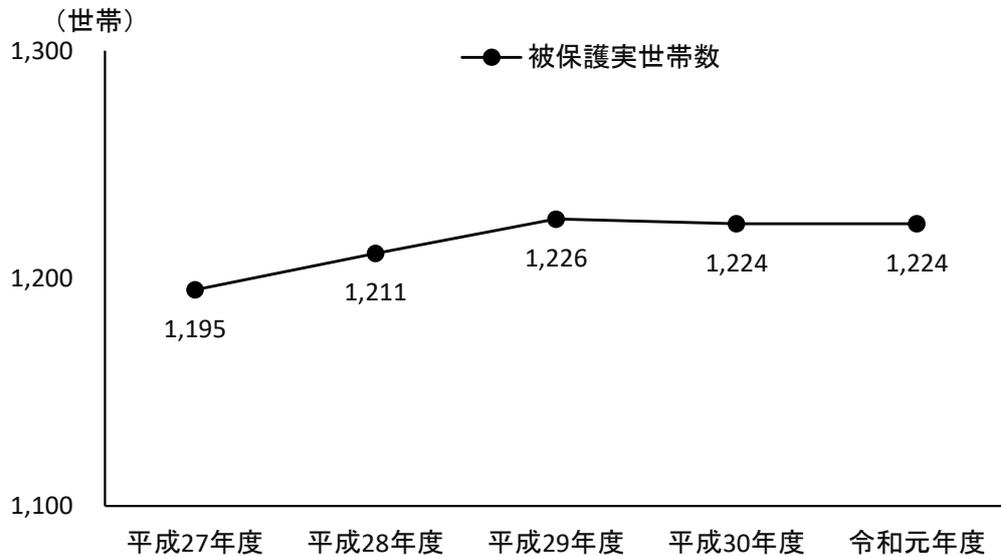
区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就労支援対象者数 (人)	48	71	73	53
うち、就労決定者数 (人)	30	17	27	32
就労へつながった割合 (%)	62.5%	23.9%	37.0%	60.4%
生活保護相談窓口への紹介件数 (件)	19	41	45	42
うち、生活保護開始件数 (件)	12	29	22	18
生活保護へつながった割合 (%)	63.2%	70.7%	48.9%	42.9%

各年度末現在



◇ 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、令和元年度において1,224世帯であり、平成29年度以降は横ばいの傾向にあります。



各年度末現在

② 自立支援等に関する主な取組

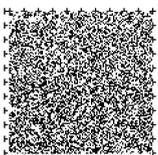
◇ 自立した地域生活に向けた相談体制等の充実

多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護世帯への支援だけでなく生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、包括的な支援等を行うことが必要となりました。

そのため、就労支援員やハローワーク等と連携し、自立支援に向けたきめ細かな就労支援を行う等、なやみごとを抱えた人や生活困窮者に対する支援を、包括的に、早期に進めていくため、庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

また、社会福祉協議会では、「緊急援護資金の貸付」や「生活福祉資金の貸付」、「緊急小口・総合支援資金貸付」、「フードバンク事業」等、多様な支援を展開しています。



(8) 福祉に関する情報提供・広報について

市民に必要な相談や情報等については、利用者のニーズに配慮した相談窓口を充実させるとともに、高齢者や障害のある方等の全ての利用者が使いやすくわかりやすい市のホームページを目指した情報発信に努めています。

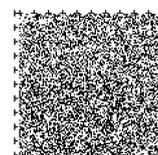
また、市報「むさしむらやま」では、福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供に努めています。

その他、公式ツイッター、公式フェイスブックページ、情報配信メール等による情報提供を行っています。

(9) 福祉教育の推進について

将来、地域を担う子どもたちの人材育成において、福祉の教育や学習は大変重要な課題といえます。本市では、市内小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任をもたせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と、地域の小・中学生の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る副籍制度を実施しており、制度の周知に努めています。

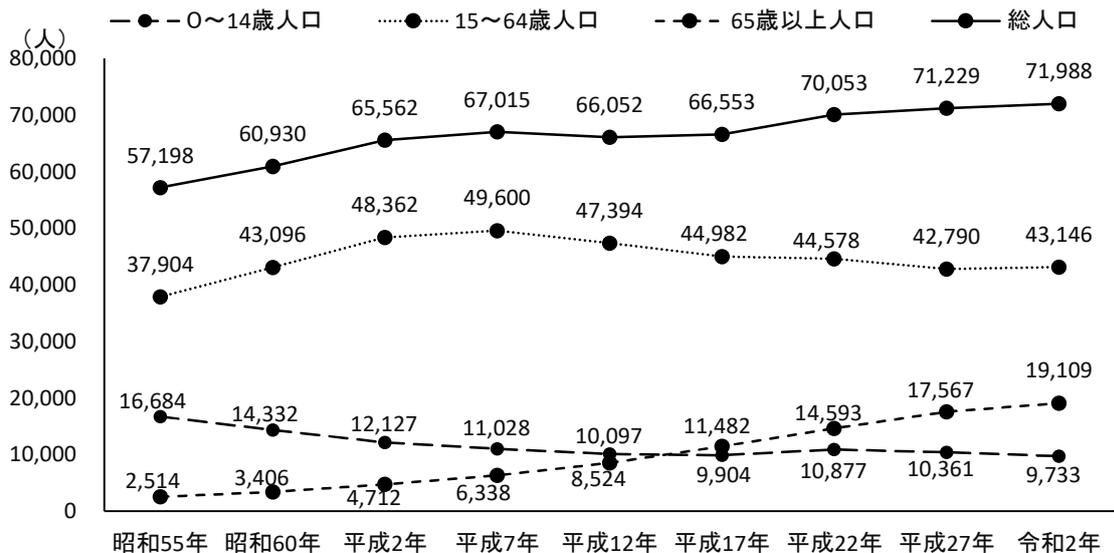


3 子ども・子育て支援の現状

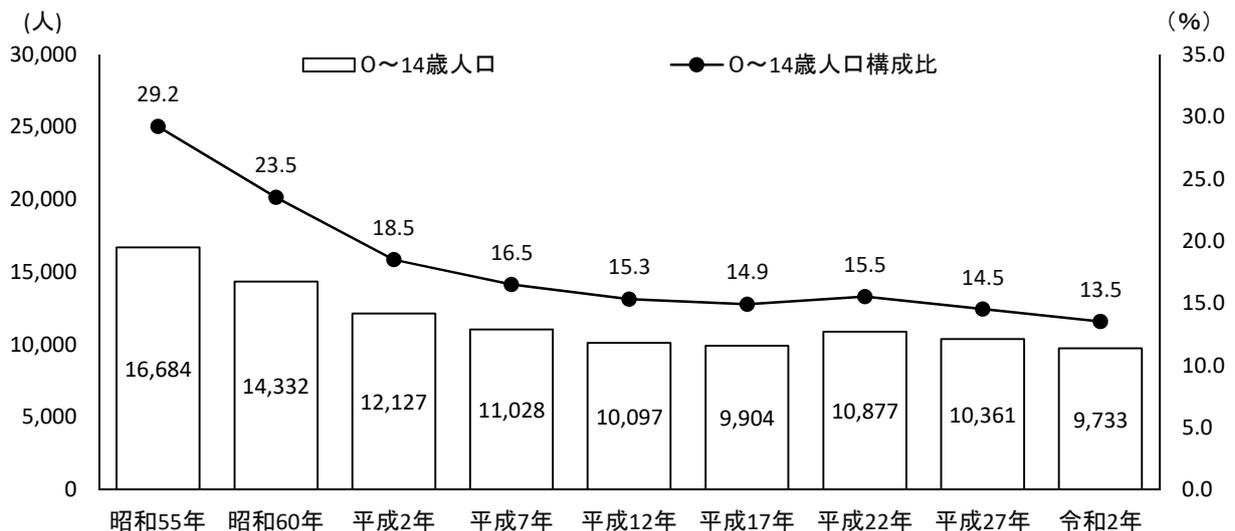
(1) 子どもと子育て家庭の現状

◇ 年少人口の推移

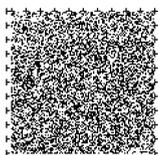
令和2年において、本市の0～14歳の子どもの数は、9,733人と総人口（71,988人）の13.5%を占めており、昭和55年から比較するとその割合は15.7ポイントの減少となっています。人口は、平成17年以降増加傾向にあります。65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は横ばいとなっています。



出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査
令和2年の数値は10月1日現在の住民基本台帳



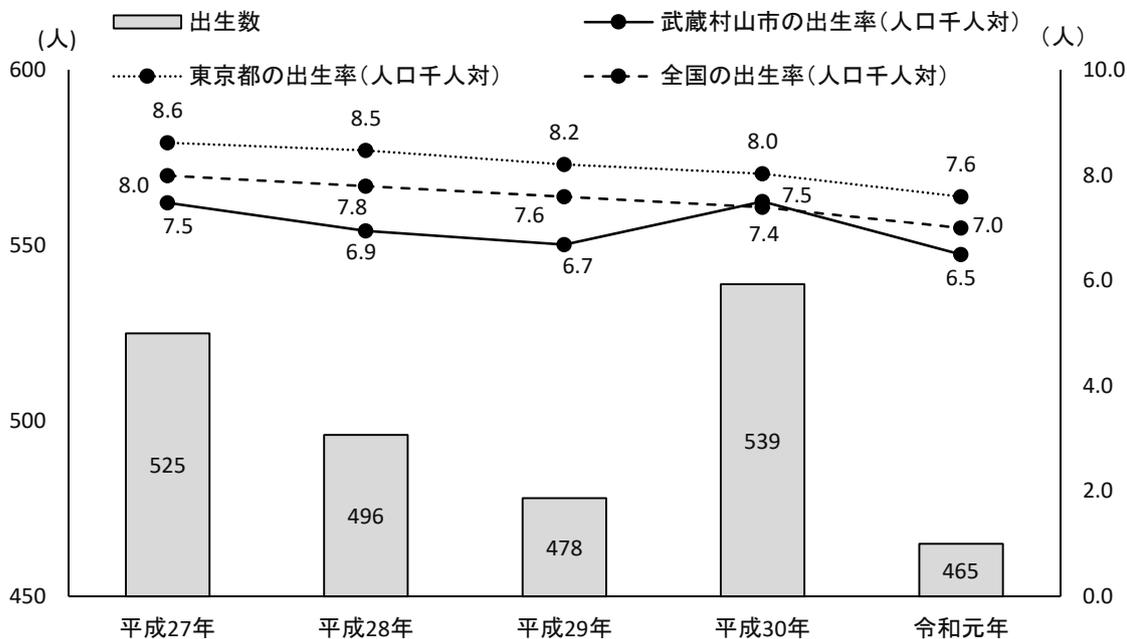
出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査
令和2年の数値は10月1日現在の住民基本台帳



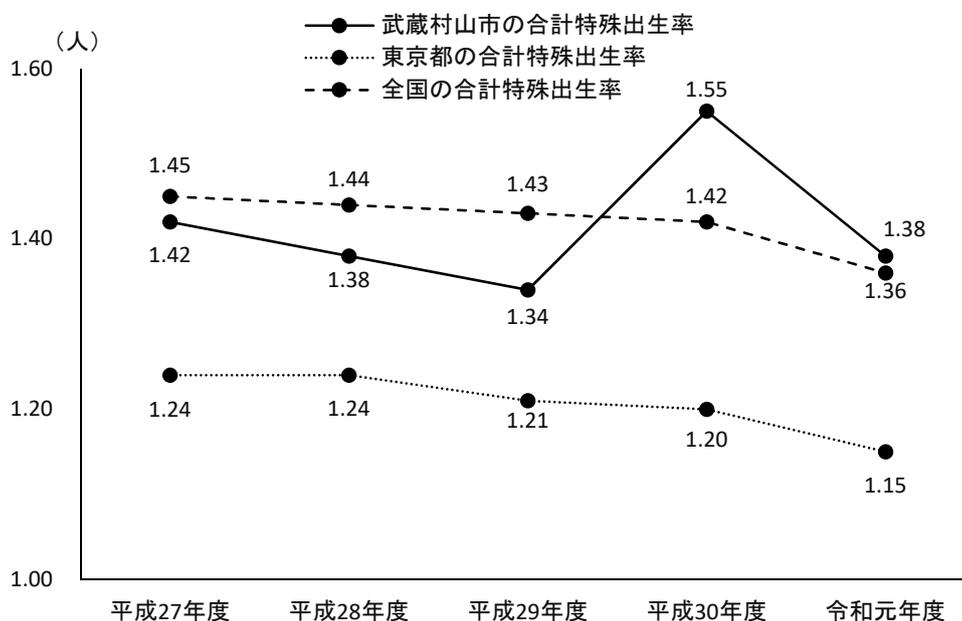
◇ 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は、近年減少傾向にあり、平成30年は増加に転じたものの、令和元年に465人と再び減少に転じ、出生率（人口千人対）は全国と東京都を下回っています。

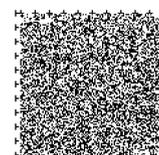
一方、令和元年において、本市の合計特殊出生率は、1.38人であり、全国と東京都を上回っています。



出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」
※各年1月1日から12月31日までの人数



出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」



◇ 幼稚園入園児童数の推移（3～5歳）

市内における4幼稚園の入園児童数は、この5年間は減少傾向となっており、令和元年は定員1,280人に対し、865人と、67.6%の入園率となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（か所）	4	4	4	4	4
定員合計（人）	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
入園児童数（人）	938	876	884	862	865
入園率（%）	73.3%	68.4%	69.1%	67.3%	67.6%
うち、管外受託児童数（人）	308	301	288	288	270

各年5月1日現在

◇ 保育所入所児童数の推移（0～5歳）

市内保育所の入所児童数は、直近5か年の間、1,900人台で横ばい状態となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置数（か所）	13	13	13	13	13
定員合計（人）	1,972	1,972	1,979	1,979	1,979
入所児童数（人）	1,931	1,895	1,920	1,921	1,916
うち、管外受託児童数（人）	56	57	58	64	44

各年4月1日現在

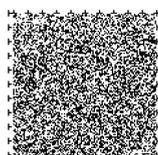
◇ 保育所入所待機児童数の推移（0～5歳）

保育所の入所待機児童数は、平成29年度以降、大幅に増加し、令和元年度では47人となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所入所待機児童数 （旧定義）※（人）	22	11	27	57	47

各年4月1日現在

※ 入所待機児童数（旧定義）：定員不足等により、希望の保育所に入所できない児童の人数。



(2) 子ども・子育て支援に関連する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

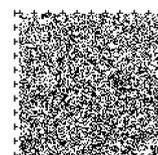
地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人一人の子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近に必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を整備しています。前計画期間中に、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」を設置し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。また、病児保育を利用できる対象児童を拡大し、子どもをもつ親が働きやすい環境の提供に努めています。

◇ 子ども・子育てに関する施策の拡充

市報やホームページ、SNS[※]等で、子ども家庭支援センターの役割や地域の子育て事業の周知に努めるとともに、予防接種ナビを「子ども・子育て応援ナビ」にリニューアルし、利便性を高めることで、子育て支援に関連する情報の周知を実施しています。

また、市では、子ども子育てに関連する施策拡充のため、健康福祉部に位置付けられていた子ども育成課と子育て支援課及び健康推進課の母子保健に関する業務を、令和2年度から新たに子ども家庭部として組織し、子ども青少年課と子ども子育て支援課の2課で編成しています。

※ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略であり、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。各社がサービスを行っており、代表的なものとして、Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）等がある。

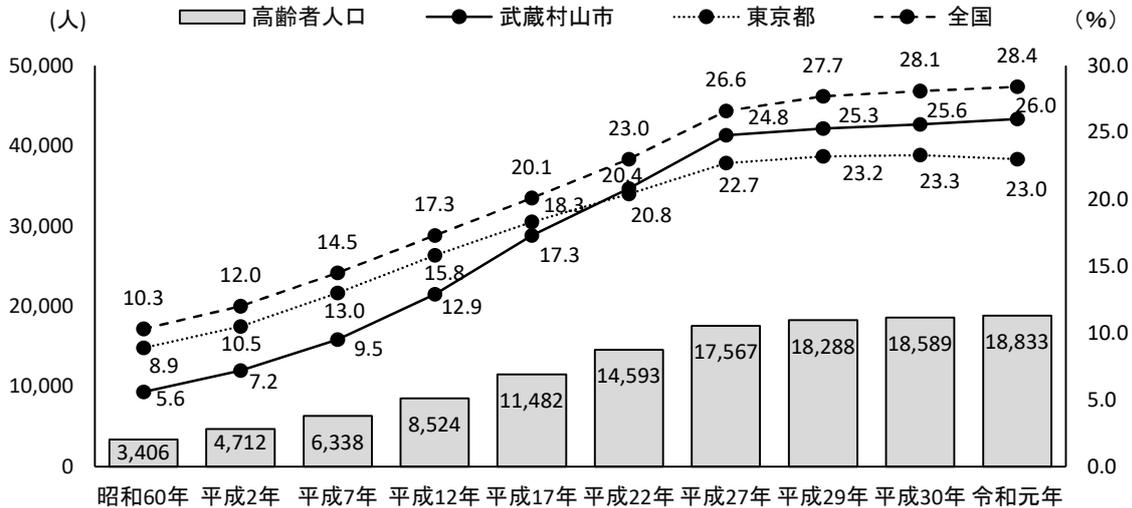


4 高齢者福祉の現状

(1) 高齢者の現状

◇ 高齢者数の推移

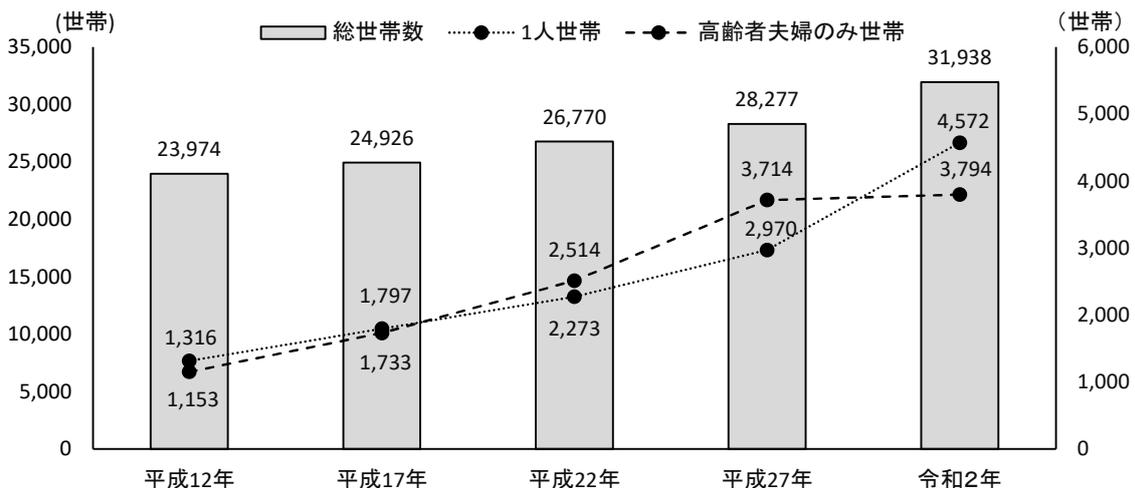
本市の高齢者人口は、昭和60年以降増加傾向にあります。令和元年は18,833人で、高齢化率は26.0%と、市民の4人に1人以上が高齢者です。高齢化率は、全国平均を下回っていますが、平成22年以降は東京都平均を上回っています。



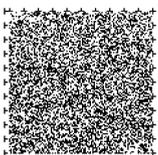
出典：昭和60年から平成27年までは国勢調査
平成29年から令和元年の数值は10月1日現在の住民基本台帳

◇ 高齢者世帯数の推移

本市の総世帯数は、令和2年は31,938世帯となっており、増加傾向にあります。それに伴って高齢者世帯数も増加しています。特に高齢者一人世帯は、平成27年に2,970世帯でしたが、令和2年には4,572世帯となっており、約1.5倍に増えています。

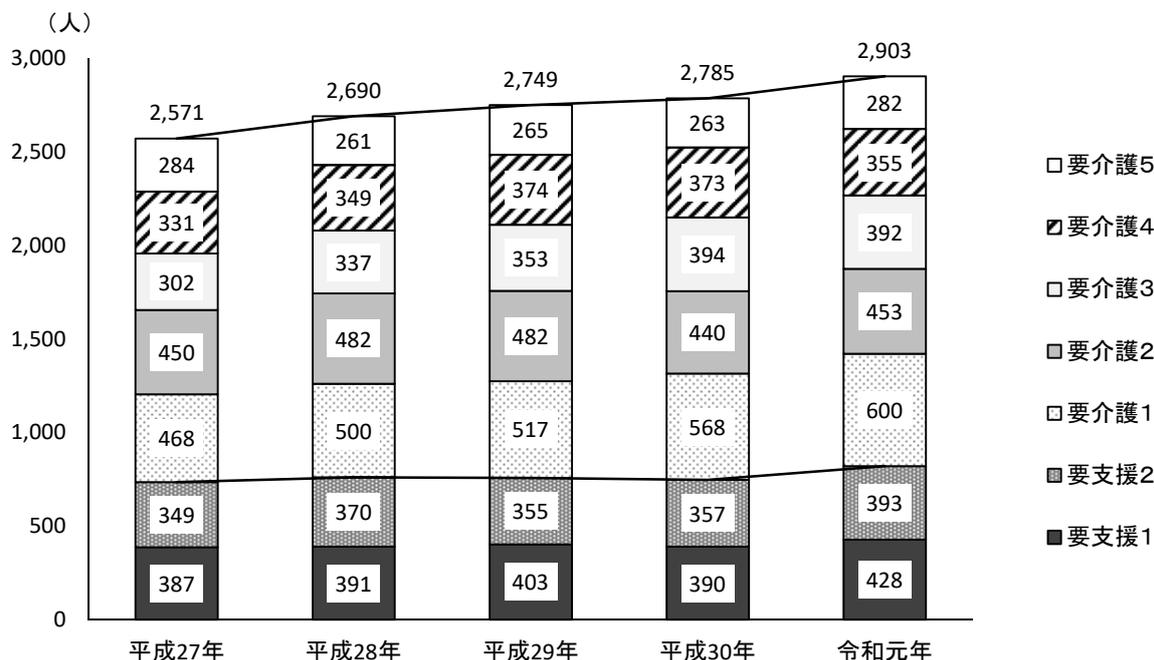


出典：平成12年から平成27年までは国勢調査
令和2年の数值は住民基本台帳（1月1日現在）



◇ 要支援・要介護認定者数の推移

本市における要支援・要介護認定者数は、令和元年で合計 2,903 人であり、直近 5 か年の間、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあります。



出典：介護保険事業状況報告
第2号被保険者を含む、各年10月31日現在

(2) 高齢者福祉等に関する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。介護保険施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。平成 28 年度には、「在宅医療介護連携推進事業」として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携を強化しています。加えて、近年では、介護人材の不足が社会問題となっていることから、本市では平成 29 年度から独自に認定ヘルパーを養成しており、その修了者に対して市内の介護サービス事業所とのマッチングを実施しています。

◇ 生活支援や介護予防の推進

高齢者の社会参加や、介護予防を目的とする通いの場である「お互いさまサロン」は、平成 28 年度から整備を開始し、令和元年度末には市内 50 か所で活動を行っています。

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備に向けては、市内の地域福祉エリアに配置された生活支援コーディネーターが、地域におけるニーズを把握し、関係機関と連携し解決するよう努めています。

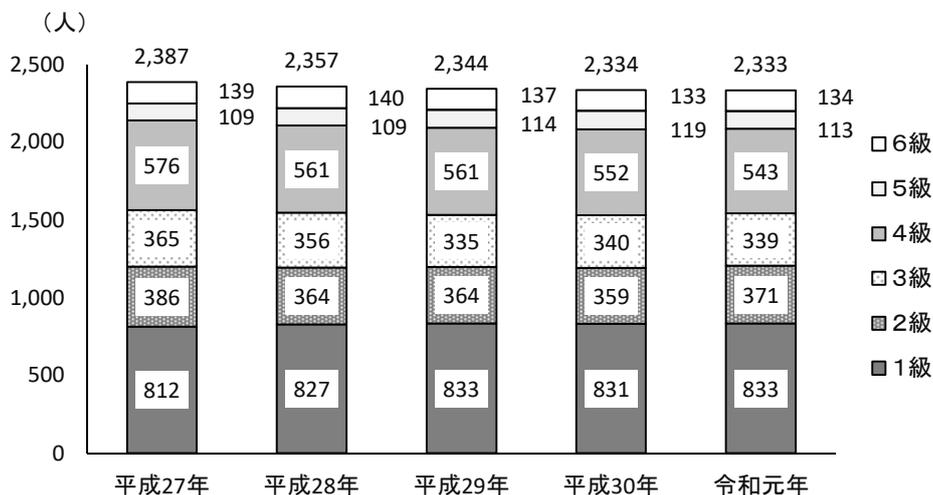


5 障害者福祉の現状

(1) 障害者（児）の現状

◇ 身体障害者手帳の所持者数

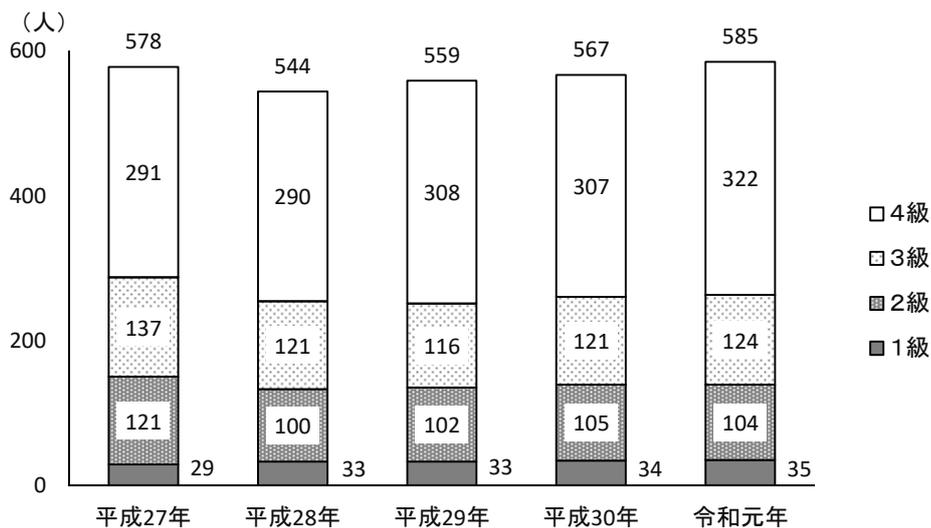
身体に障害のある方の数（身体障害者手帳所持者数）は、令和元年において2,333人であり、直近5か年の間、微減傾向にあります。



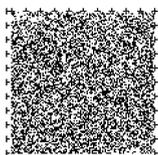
各年10月1日現在

◇ 愛の手帳の所持者数

知的障害のある方の数（愛の手帳の所持者数）は、令和元年において585人であり、平成28年以降、微増傾向にあります。

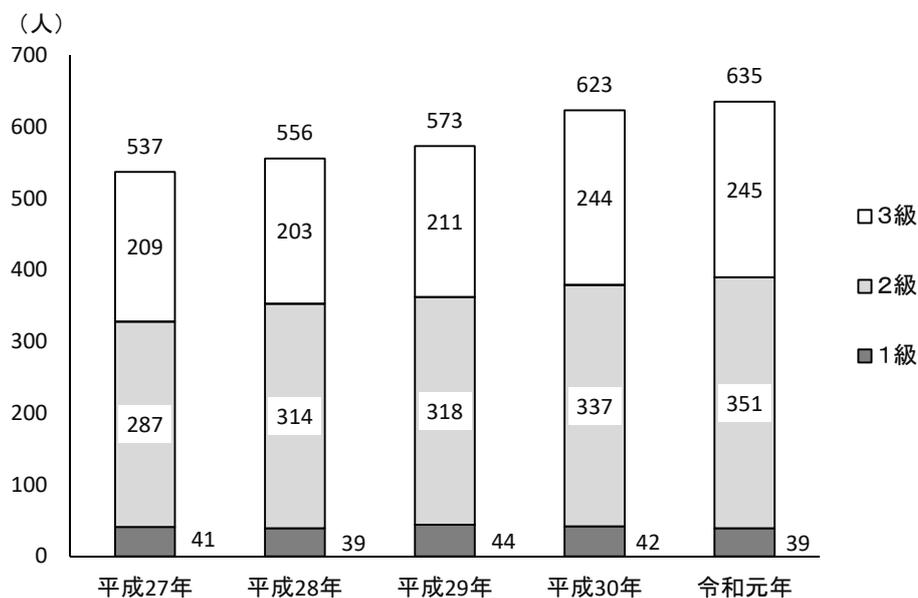


各年10月1日現在



◇ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

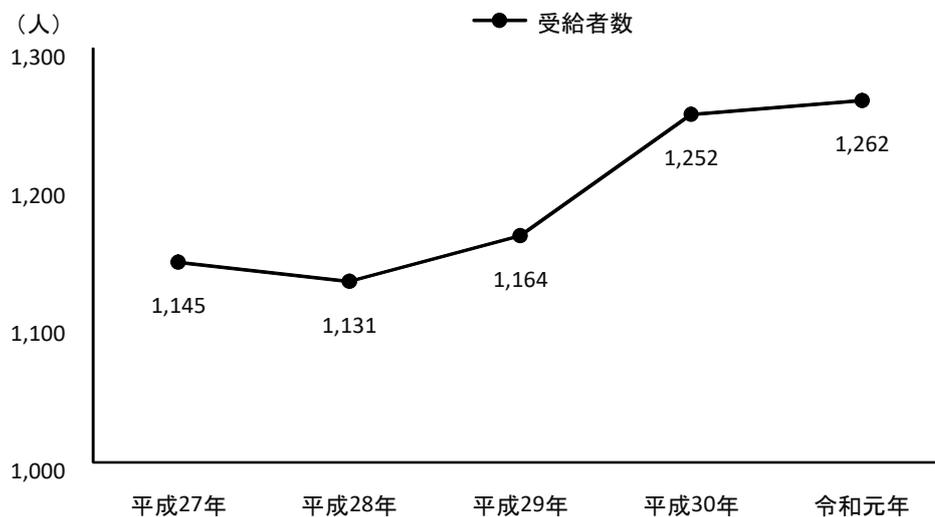
精神障害のある方の数（精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、令和元年において 635 人であり、直近 5 か年の間、増加傾向にあります。



各年 10 月 1 日現在

◇ 自立支援医療受給者数

心身の障害を除去・軽減するための医療について、公費負担で医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の受給者数は、令和元年において 1,262 人であり、平成 28 年以降、増加傾向にあります。

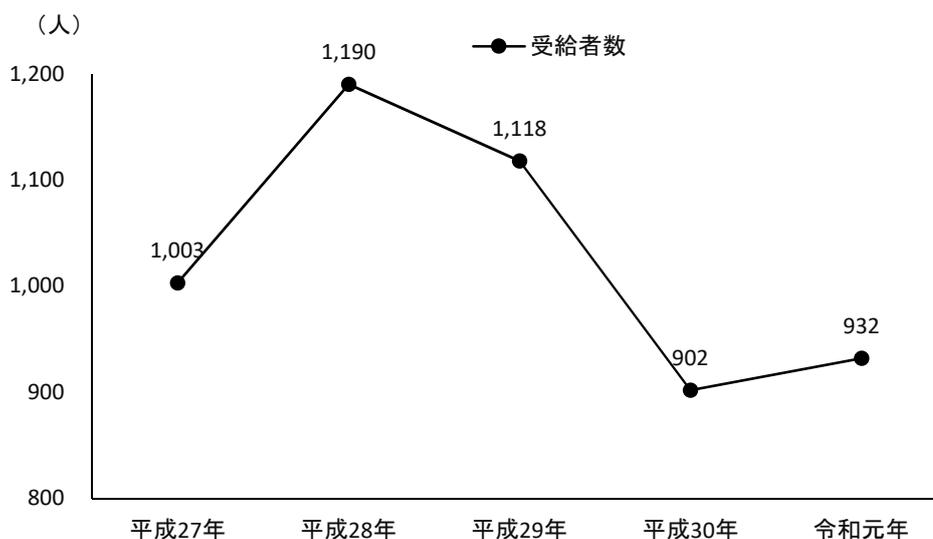


各年 10 月 1 日現在



◇ 難病医療費等助成受給者数

難病医療費等助成受給者数は、令和元年において 932 人であり、直近 5 か年の間、900 人～1,200 人の間を推移しています。



各年 10 月 1 日現在

(2) 障害者福祉に関連する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

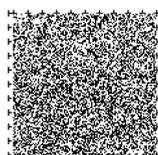
障害のある方のためのサービスを提供する市内施設として、児童発達支援施設、グループホーム等が増設されています。また、災害対策も進めています。

◇ 緊急時への対策

避難行動要支援者対策の推進として、令和 2 年度においては、要支援者に対し、災害時に支援が必要であることを伝えられるようにする「ヘルプバンドナ」を配布するとともに、市民へ理解を深められるよう、市内各所において実物を掲示する等の周知を図る取組を進めています。

◇ 新たな課題への対応

親亡き後の支援体制、児童発達支援、医療的ケア児等新たな課題に対応できるよう、自立支援協議会における各部会の再編成を進め、関係機関従事者、医療機関関係者、当事者やその家族等との議論を進めていきます。



6 保健医療の現状

(1) 保健医療の現状

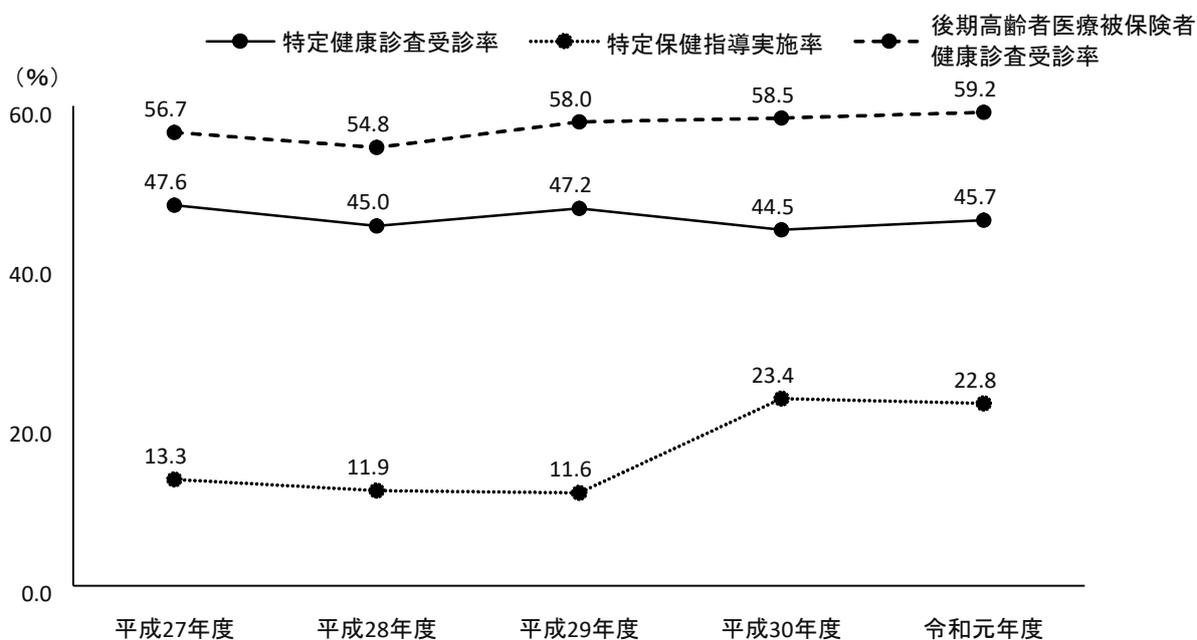
◇ 特定健康診査・特定保健指導・健康診査の対象者数・受診者数・受診率の推移

国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査の受診率は令和元年度において45.7%と、45.0%前後の間で横ばい傾向となっています。また、特定保健指導の修了者数の割合は、令和元年度において22.8%で、平成30年度に大きく上昇しています。

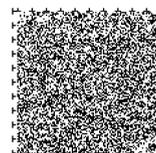
後期高齢者医療被保険者を対象とした健康診査の受診率は令和元年度において59.2%と、平成28年度以降、微増傾向となっています。

		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国民健康保険被保険者	特定健康診査	対象者数(人)	15,496	14,690	13,730	13,067	12,436
		受診者数(人)	7,382	6,616	6,484	5,818	5,679
	特定保健指導	対象者数(人)	826	739	816	701	681
		終了者数(人)	110	88	95	164	155
後期高齢者医療被保険者	健康診査	対象者数(人)	6,716	7,272	7,748	8,190	8,713
		受診者数(人)	3,806	3,985	4,494	4,792	5,155

各年度末現在

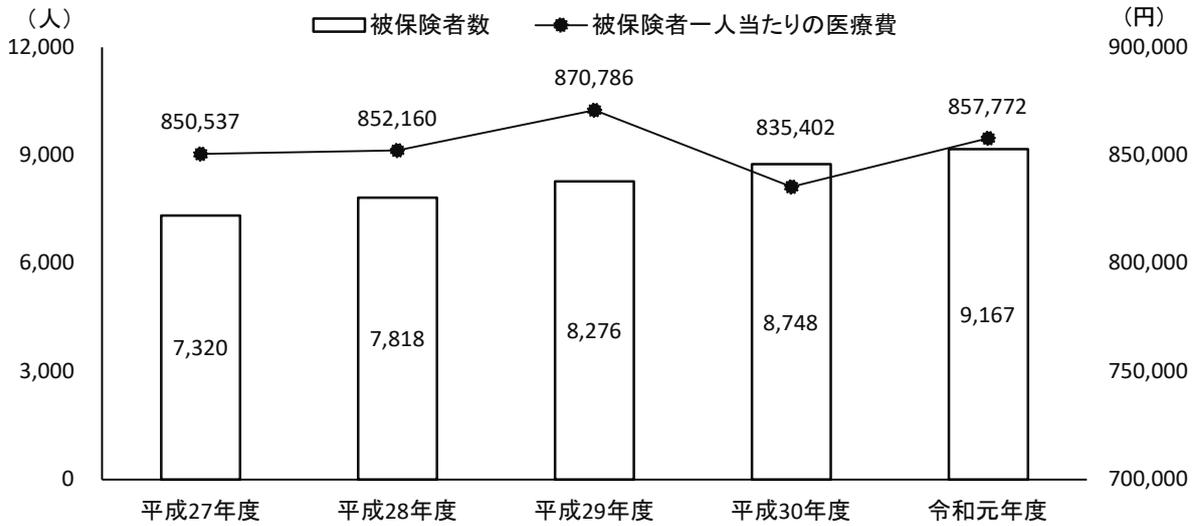


各年度末現在



◇ 後期高齢者医療制度の被保険者数と被保険者1人当たりの給付費の推移

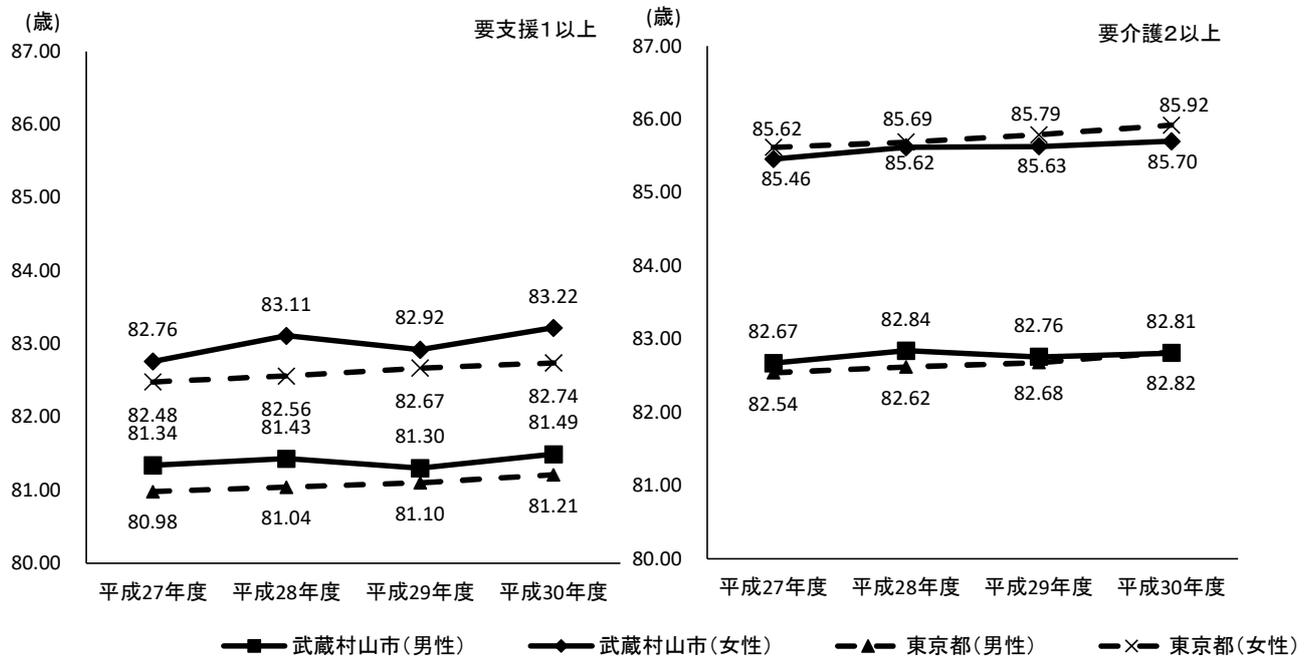
後期高齢者医療制度の被保険者数は令和元年度で9,167人と、直近5か年の間増加しています。一方、被保険者1人当たりの給付費は、令和元年度で857,772円と、850,000円前後で推移しています。



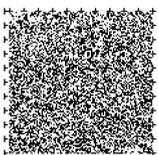
出典：事業概要（東京都後期高齢者医療広域連合）

◇ 健康寿命の推移

本市の健康寿命について、介護保険の要支援・要介護の認定を受けるまでの年齢を見ると、平成30年度で要支援1は男性・女性ともに東京都の平均を上回っていますが、要介護2以上になると、東京都の平均を下回っています。

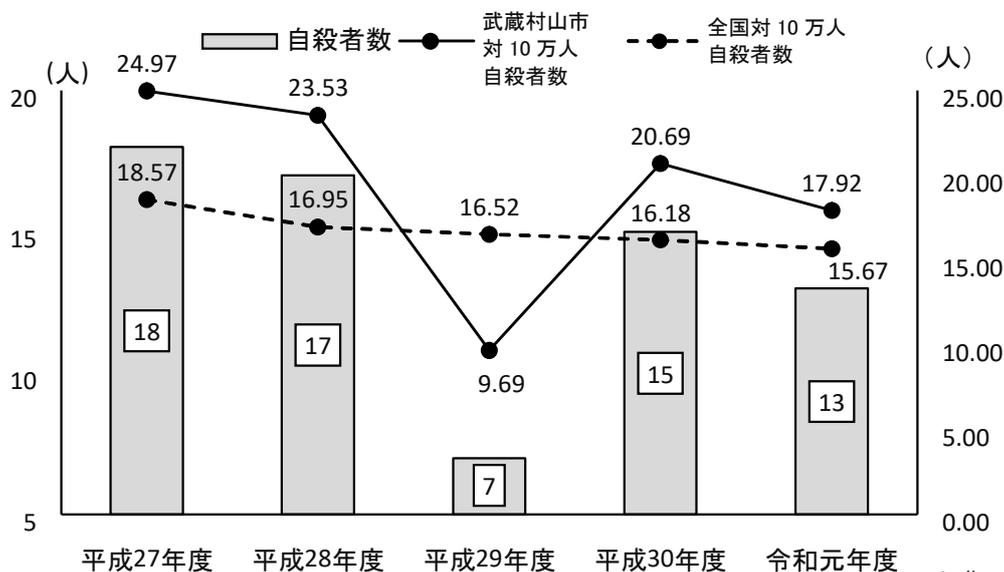


出典：東京都福祉保健局



◇ 自殺者数の推移

本市では、直近5か年の間、平均すると年間15人前後の人が自殺によって命を落とされています。また、対人口10万人における自殺者数は、令和元年度において17.92人であり、平成29年度を除き、全国の対人口10万人自殺者数を上回っています。



出典：厚生労働省

(2) 保健医療に関連する主な取組

◇ 地域医療の充実

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師をもつことの重要性の周知や病院と診療所との連携の在り方、在宅歯科診療の充実等の施策を推進しています。

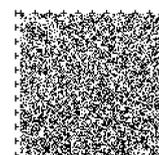
また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。

◇ 保健事業の推進

本市の保健関連施設は、保健相談センターと子ども・子育て支援センターを拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

成人対象の保健事業としては、国民健康保険被保険者（40歳以上）や後期高齢者医療被保険者等を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施しています。ただし、後期高齢者医療被保険者については、令和2年度からは高齢者の特性を踏まえた健康状態を総合的に把握するためにフレイルに注目した質問項目へと変更され、生活習慣病の予防のみならず要介護の状態への進行を防ぎ、介護予防にも努めることとなりました。

さらに、特定健康診査の結果に基づき、生活習慣病のリスクの高い順から「積極的支援」、「動機付け支援」、「情報提供」に階層化し、それぞれに適した保健指導を実施し、国民健康保険被保険者の健康増



進に努めています。

特定健康診査等受診時に大腸がん検診を同時に実施する等、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を図っています。

また、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、眼科検診を行っています。

母子対象の保健事業としては、子どもと子育てをする親を対象として、乳幼児等の健康診査や子育て、栄養、歯科に関する育児相談、離乳食教室等を行っています。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師等が訪問して専門的な支援を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。この事業では、電話による訪問勧奨等訪問実施率を上げる取組を行っています。

妊婦及びその家族を支援する教室としては、「パパとママのためのマタニティクラス」を実施しており、妊娠・出産・育児を学び、妊婦同士の友達づくりにも役立っています。

◇ 健康づくりの促進

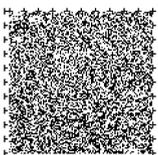
市民の健康の維持向上を図るため、食に関する知識の普及や、市における食文化のPR等を通じて、食生活への意識の啓発に向けた取組を進めています。

生活習慣の改善に向けては、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に向けた施策を展開しており、健康教室において、従来から実施している健康寿命をのばそう教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入する等、市民のニーズに合わせて取組を進めています。今後も、高齢者のフレイル予防に向けた積極的な分野間の連携が重要となります。

こころの健康を支えるためには、身近な相談窓口や専門機関の情報提供や、子どもの不登校やいじめ等の問題の防止に向けたスクールカウンセラーの活用、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」における妊婦・乳幼児・保護者への相談支援、ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援相談員の相談対応等、専門機関等との連携による早期対応の推進にも努めています。

◇ 自殺防止対策の推進

多摩立川保健所の統計資料によると、本市では、年間15人前後の人が自殺によって命を落とされており、年代も幅広く、男女に偏りがない状況です。このため市では「だれもが生きやすい社会」を目指して、市民向けの講演会や地域の関係団体や市職員向けのゲートキーパー研修を行う等、命の大切さを訴える活動を実施しています。また、市民なやみごと相談や子ども家庭支援センターを通じて、市民に寄り添う支援を行うことにより、自殺対策に総合的に取り組んでいます。



7 まちづくり施策の現状

(1) バリアフリー※化の推進について

平成25年10月に策定した「まちづくり基本方針（改定）」（都市計画マスタープラン）の中では、市民、事業者、市が協働して高齢者、障害のある方だけでなく全ての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

既存の道路では、主要幹線道路における歩行空間の確保や主要生活道路の道路拡幅を行い、全ての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めています。

また、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※については、歩道の段差改良や整備に際して視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めています。公園の整備に際しても、車椅子に配慮した出入口の改修や和式便器から腰掛け式便器への改修等のバリアフリー化を図り、人にやさしい施設づくりに努めています。

都営村山団地では、バリアフリー化された車椅子利用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、超高齢社会に対応した環境整備を促進しています。

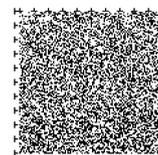
(2) 利用しやすい公共交通の整備について

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。全ての市民が快適に利用できるよう、市内循環バスの全車にノンステップバスを導入し、バリアフリー化を実施しました。

さらに、市内循環バスによる移動が困難な市南西地域に在住の市民の交通手段とするため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運行を行っています。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸については、平成28年4月に国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会による「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩地域の主要地区間のアクセス利便性の向上に資するとし、課題はなく、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされています。その後、東京都の令和2年度予算に、モノレール延伸に向けた現況調査や基本設計等の費用が計上されており、着実に延伸に向けた歩みが進んでいます。

- ※ バリアフリー：社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消等、生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
- ※ ユニバーサルデザイン：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。



(3) 災害対策について

災害時における地域住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要です。このため、資器材を助成する等により自主防災組織※の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域住民と相互に協力し、連携して活動できる体制を整備しています。

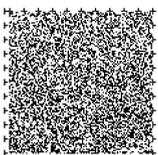
これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害のある方、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、平成13年度からは希望する人を対象に災害時要援護者名簿を作成し、警察署、消防署及び民生委員・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。

その後、平成25年6月には災害対策基本法が改正され、これら支援を必要とする人の呼称を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市町村の義務とされました。これに基づき、本市では避難行動要支援者名簿※を整備するとともに、平成27年3月に作成した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）をもとに、災害時等の避難支援活動を実効性のあるものにするため、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の具体的な避難方法等に関する個別計画を策定しています。

また、災害時、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置できるよう協働推進課、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センターの三者での取組を進めています。

今後は、いざ災害が発生した場合の避難所への避難に当たり、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策を徹底すること等、新たな課題への対応が必要となっています。

-
- ※ 自主防災組織：主に自治会を母体として、地域住民が自主的に協力・連帯して防災活動を行う組織（ボランティア団体）。平常時には、防災訓練の実施、防災施設の点検、防災資器材等の整備等の災害予防活動を行い、地震や台風等の災害発生時には、地域住民と一致団結して消火活動、避難誘導、救助・救護活動等の災害対応活動に当たり、被害を最小限に抑える等、地域全体の安全のための活動を行う。
 - ※ 避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者を支援するために、自治体が作成する名簿。市では、避難行動要支援者のうち、関係者への情報提供に同意した人たちの名簿を警察署、消防署、民生委員・児童委員等に配布し、いざというときの安否確認や救援活動に役立っている。

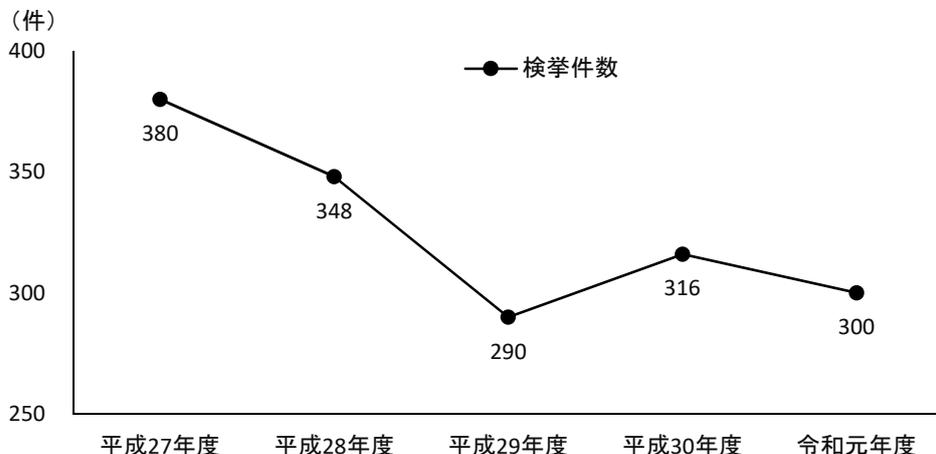


(4) 防犯活動等について

① 犯罪に関する現状

◇ 刑法犯の検挙数の推移

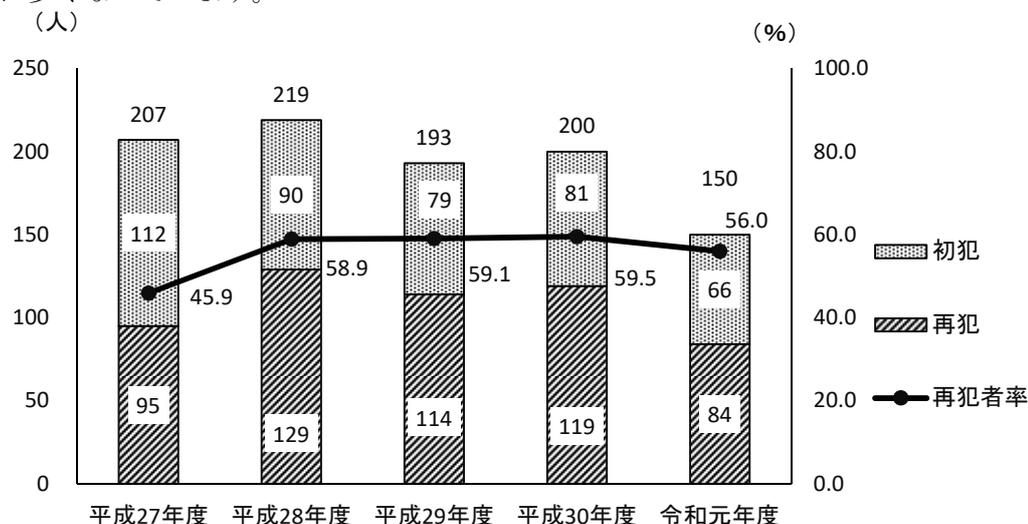
東大和警察署管内における過去5年間の刑法犯の検挙件数は平成27年度から平成29年度にかけて減少し、その後、年間300件前後で推移しています。



出典：警視庁統計

◇ 成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の推移

東大和警察署管内における成人刑法犯検挙総数は、令和元年度が150人で、うち84人が再犯者となっており、再犯者率は平成28年度以降50.0%を超えています。また、犯罪種別で見ると、窃盗犯が総計、再犯ともに多くなっています。



区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総計	総数	207人	219人	193人	200人	150人
	うち、粗暴犯	42人	36人	43人	33人	41人
	うち、窃盗犯	101人	120人	91人	98人	64人
	うち、その他	23人	21人	17人	31人	21人
再犯	総数	95人	129人	114人	119人	84人
	うち、粗暴犯	19人	22人	27人	21人	21人
	うち、窃盗犯	48人	75人	49人	62人	46人
	うち、その他	12人	10人	14人	19人	5人

出典：警視庁資料編さん室（その他は凶悪犯、知能犯、風俗犯の合計）



② 防犯活動等に関する主な取組

◇ 防犯活動の推進

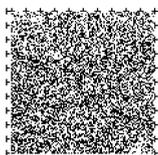
住民の主体的な安全・安心のまちづくりを推進するために、自治会等を母体とした自主防犯組織※に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行っています。

また、消費生活における安全性の確保に向けては、平成29年に緑が丘出張所での相談環境を整備し、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置しました。

◇ 再犯防止の促進

再犯防止の取組については、「社会を明るくする運動」による広報活動に加え、更生保護活動を行う関係団体への支援を行っています。

※ 自主防犯組織：「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、地域で防犯活動を自主的に取り組んでいる組織（ボランティア団体）。自治会等の地域住民による団体や、子どもの保護者の団体等によって組織され、自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動等を行う。



第2節 市民意識調査から見る地域の現状

1 市民意識調査（市民向け）の結果

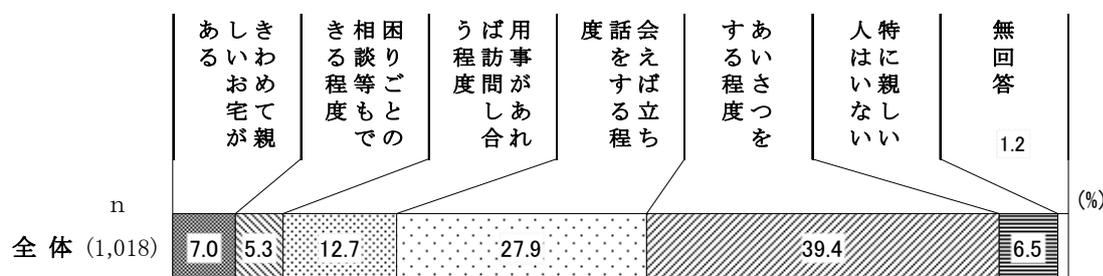
本計画に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるために、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に市民意識調査を実施したところ、1,018人（回答率33.9%）から回答を得ました。この市民意識調査で次のような結果が見られました。

なお、集計は小数点第2位を四捨五入して算出しているため、回答率を合計しても100.0%にならない場合があります。

(1) 地域を支える人づくり

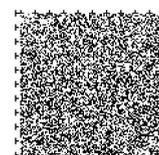
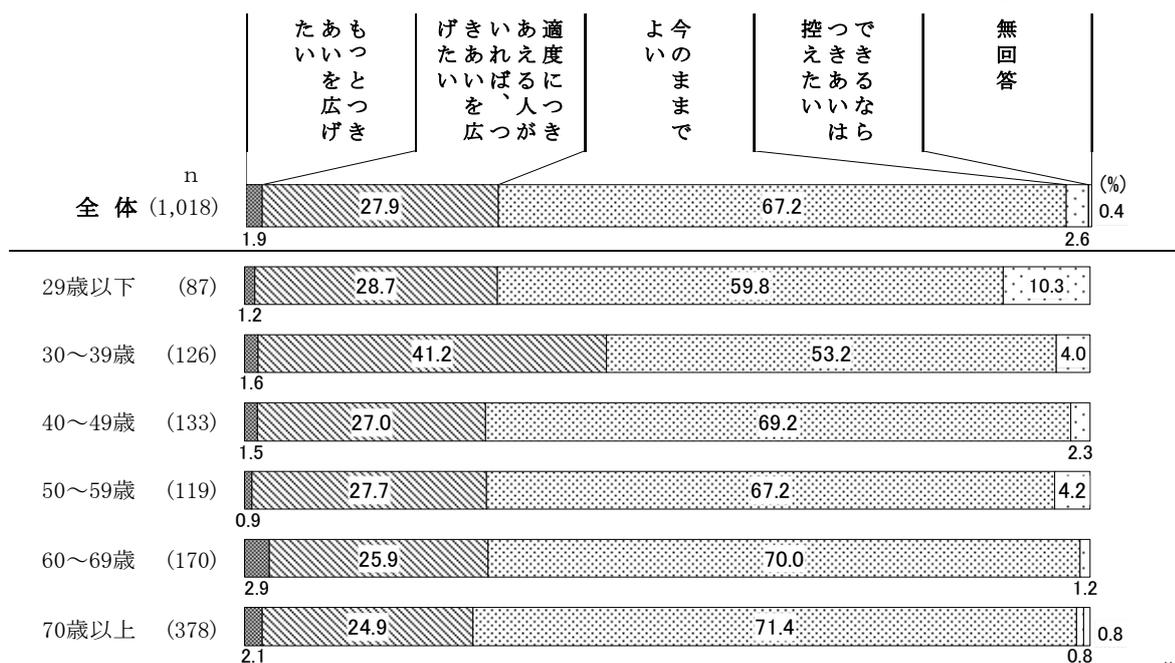
◇ 隣近所との付き合いの程度

隣近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度」が約4割、「会えば立ち話をする程度」が3割近くでそれぞれ多く、あまり積極的な近所付き合いをもたない人が多いことがうかがえます。



◇ 隣近所との今後の付き合いの程度

隣近所との今後の付き合いの程度については、「適度に付き合える人がいれば、付き合いを広げたい」が全体では3割近くでした。しかし、年代別に見ると、30～39歳が4割以上で特に多くなっており、定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める年代であることがうかがえます。



第2章 地域福祉に関する本市の現状

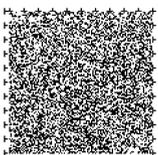
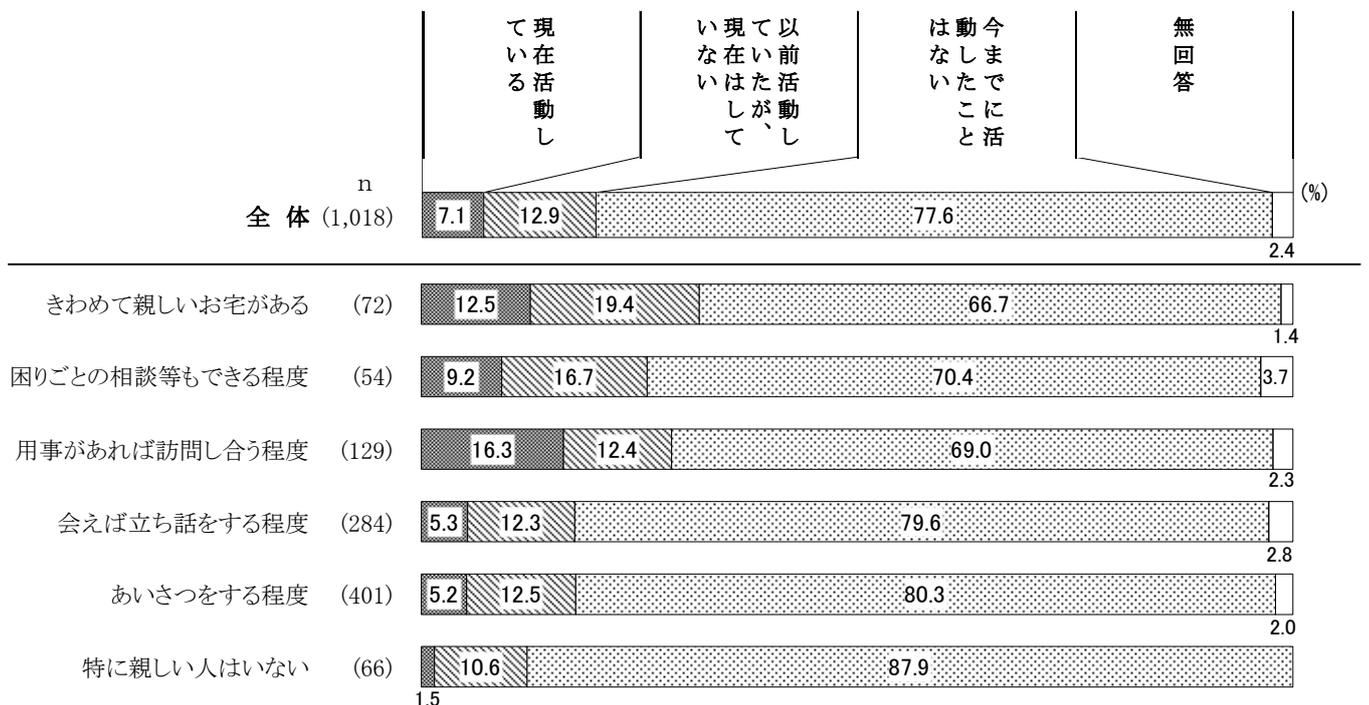
◇ 「近所付き合いとしてしてもらいたいこと」と「近所付き合いとしてできると思うこと」

近所付き合いとしてしてもらいたいことについて聞いたところ、「災害時の手助け」と「安否確認の声掛け」が特に多くなっています。反対に、近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、こちらも「災害時の手助け」、「安否確認の声掛け」が特に多くなっています。このことから、助け合いのできることに、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

上位3位の比較	第1位	第2位	第3位
近所付き合いとしてしてもらいたいこと	災害時の手助け (45.5%)	安否確認の声掛け (30.7%)	話し相手 (9.9%)
近所付き合いとしてできると思うこと	災害時の手助け (55.4%)	安否確認の声掛け (52.2%)	話し相手 (33.0%)

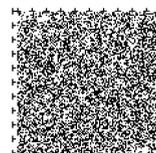
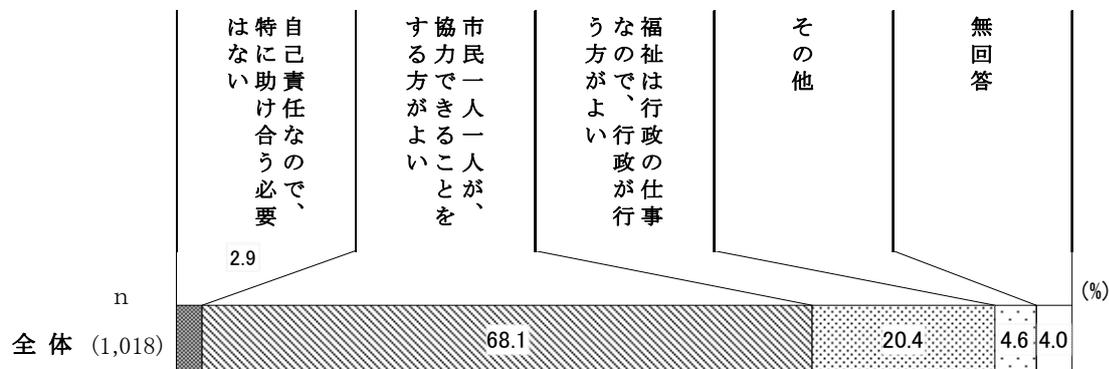
◇ ボランティア・市民活動の経験

ボランティア、市民活動の経験について聞いたところ、「現在活動している」と回答した人は1割未満、「以前活動していたが、現在はしていない」を合わせた活動経験のある人についても2割にとどまっています。一方、近所付き合いの程度別で見ると、付き合いが密なほど活動経験がある人の割合は多くなります。



◇ 地域における助け合い（今後）

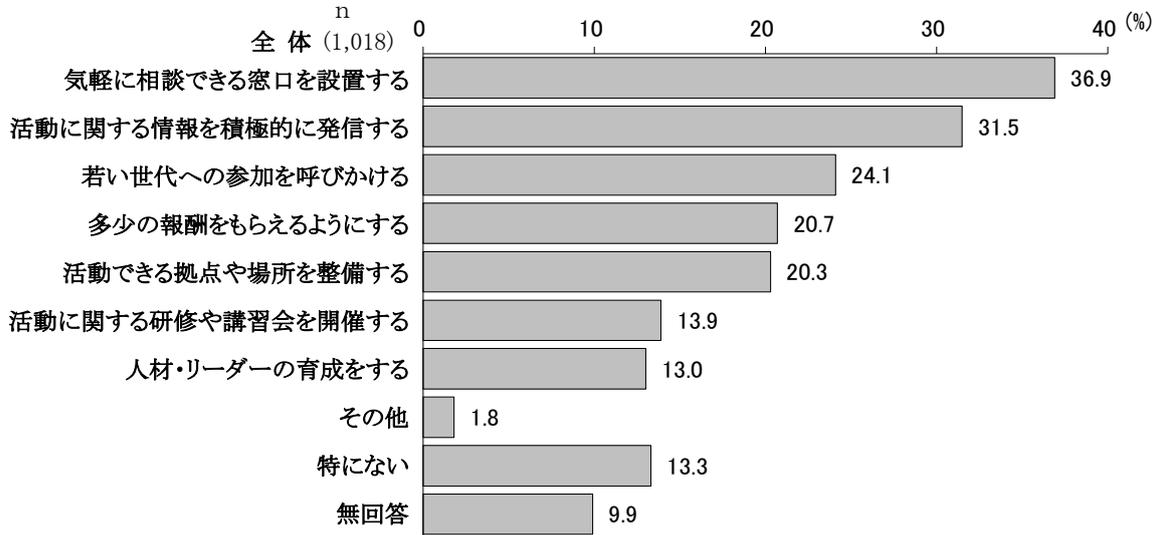
地域における助け合いの今後の方向性については、「市民一人一人が、協力できることをする方がよい」が7割近くと多数を占めており、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は約2割となっています。公助のみよりも互助による助け合いの方が幅広く支持されていることがわかります。



(2) 市と市民が一体となった地域づくり

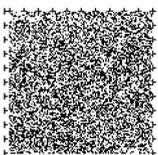
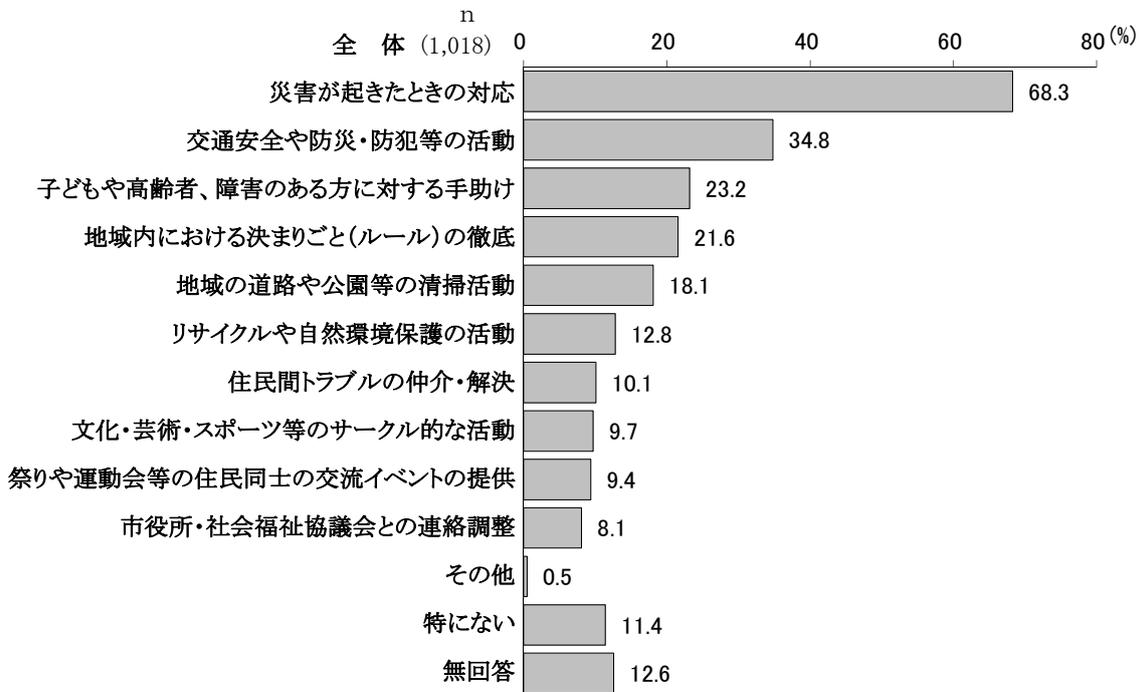
◇ ボランティア・市民活動の輪を広げていくために必要なこと

ボランティア・市民活動の輪を広げていくために必要なことについて聞いたところ、「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」が多くなっており、地域福祉活動の基盤強化に向けては、相談体制や情報の発信体制が望まれていることがうかがえます。



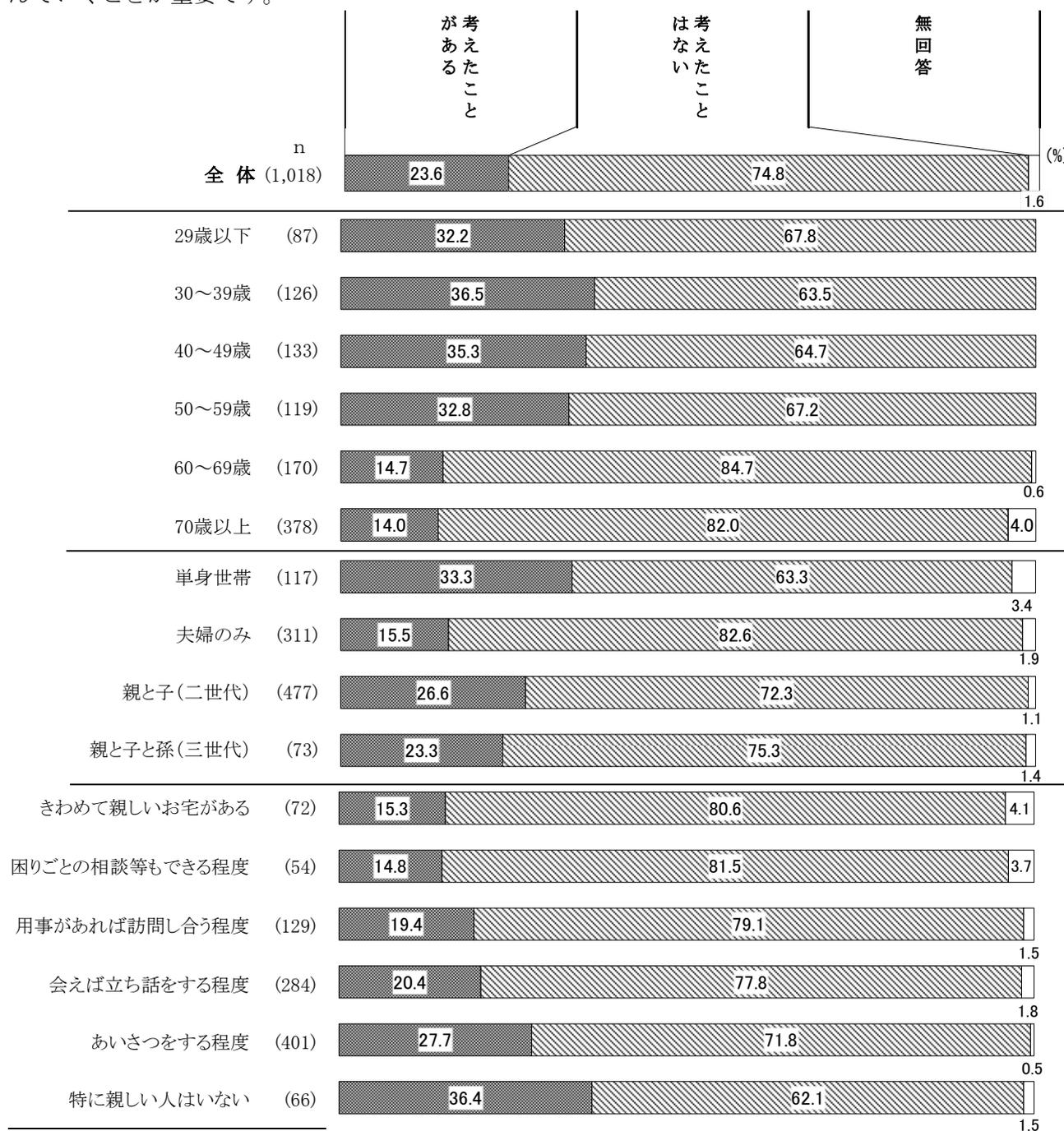
◇ 安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいこと

安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいことについて聞いたところ、「災害が起きたときの対応」が突出して多く、非常時に助け合うことのできる地域の力が望まれていることがうかがえます。

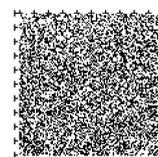


◇ 自殺を考えたことの割合

自殺を考えたことの割合については、「考えたことがある」と回答した人は全体で2割以上となっています。年代別に見ると、59歳以下の若年から中年世代で3割以上と特に多くなっています。また、世帯構成と隣近所との付き合いの程度で見ると、単身世帯と特に親しい人はいない人の割合が3割を超えて、特に多くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタル[※]の観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。



※ ソーシャルキャピタル：人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」、「規範」、「ネットワーク（関係性やつながり）」といった社会組織の特徴のこと。



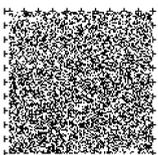
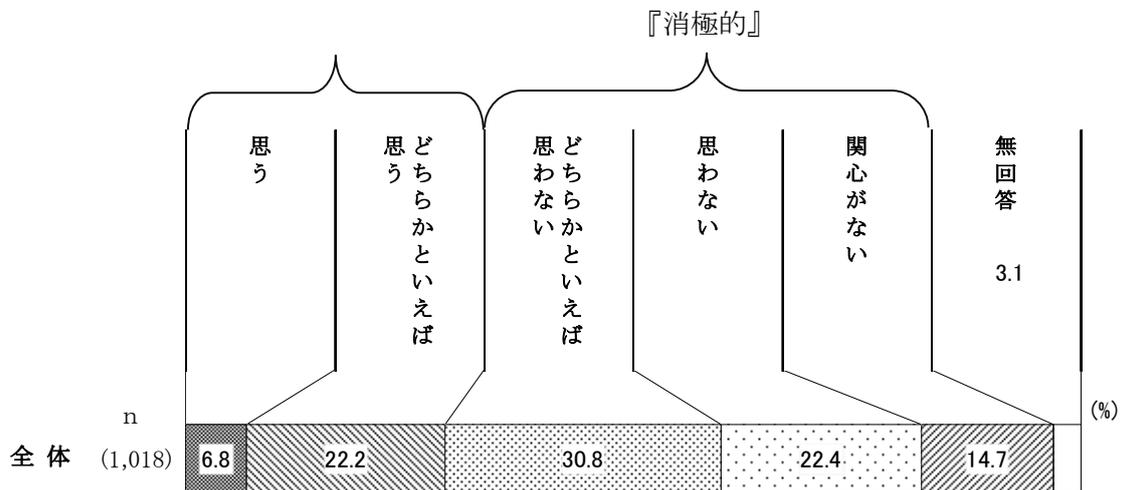
◇ 災害時要支援者名簿登録の認知度

災害時要支援者名簿登録の認知度については、「名称も内容も知っている」と回答した人は1割程度でした。非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかについても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。



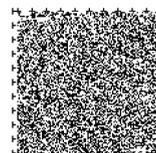
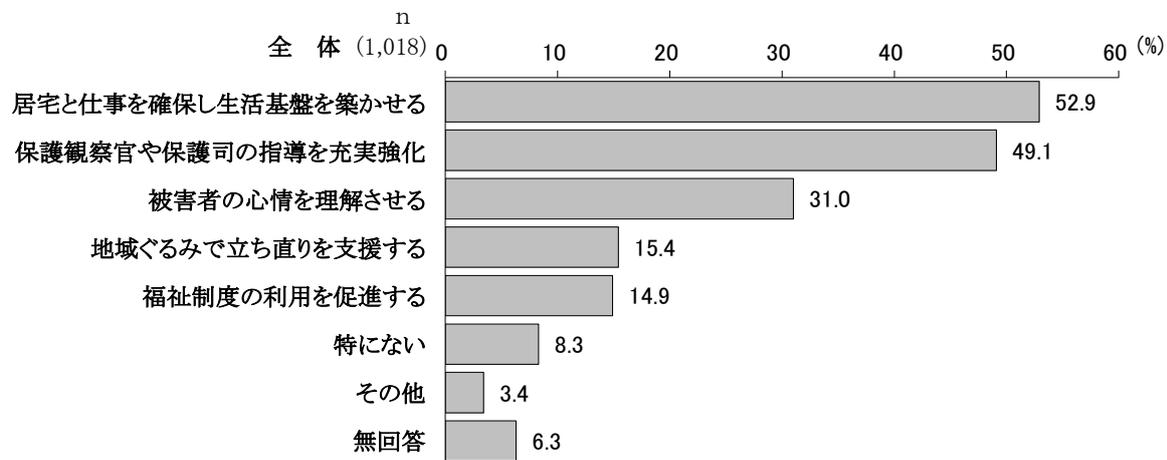
◇ 犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向

犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について聞いたところ、「どちらかといえば思わない」、「思わない」、「関心がない」を合わせた『消極的』な回答が過半数を占めている一方で、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『積極的』な回答は約3割となっています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。



◇ 再犯防止のために必要なこと

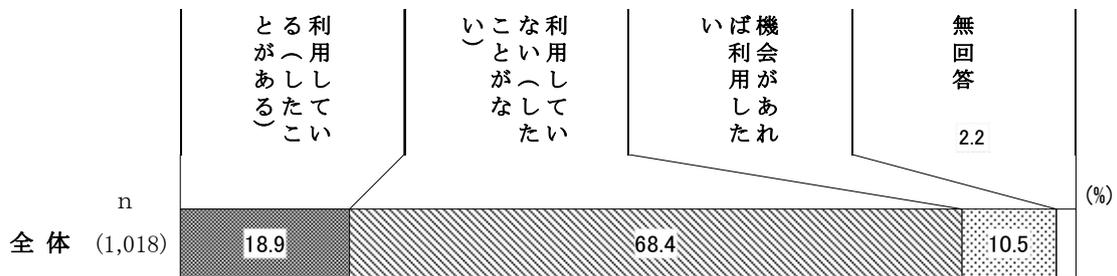
再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取組と、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取組の2つが特に多くなっています。



(3) 包括的な支援の仕組みづくり

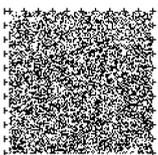
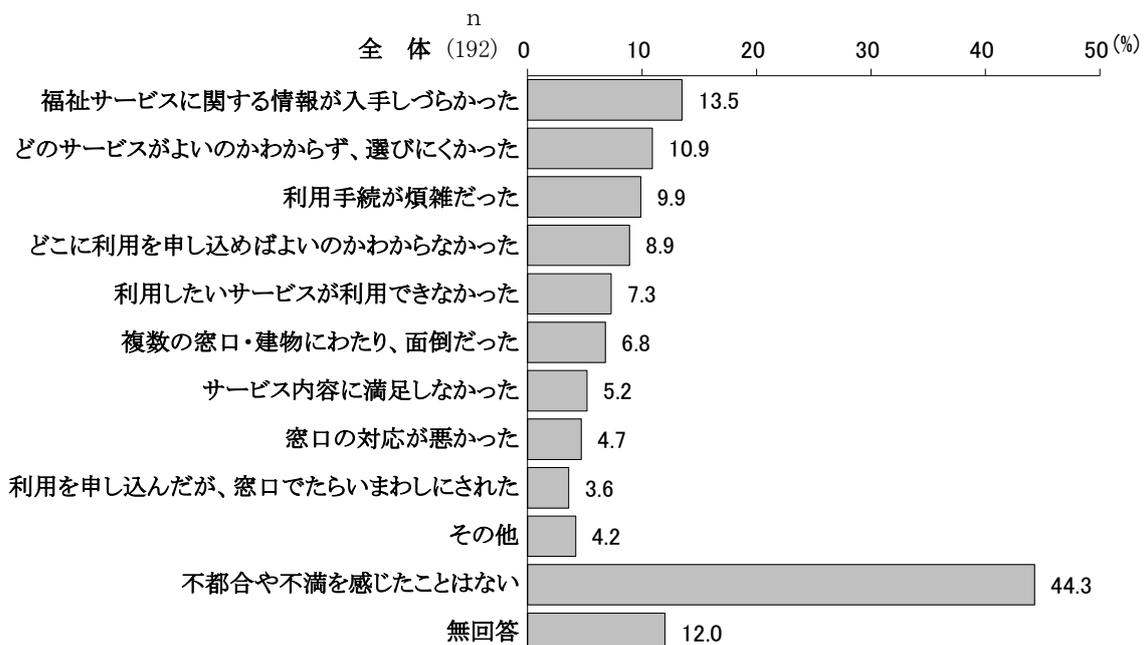
◇ 福祉サービスの利用について

福祉サービスの利用状況を見ると、「利用している（したことがある）」が2割近くとなっていました。



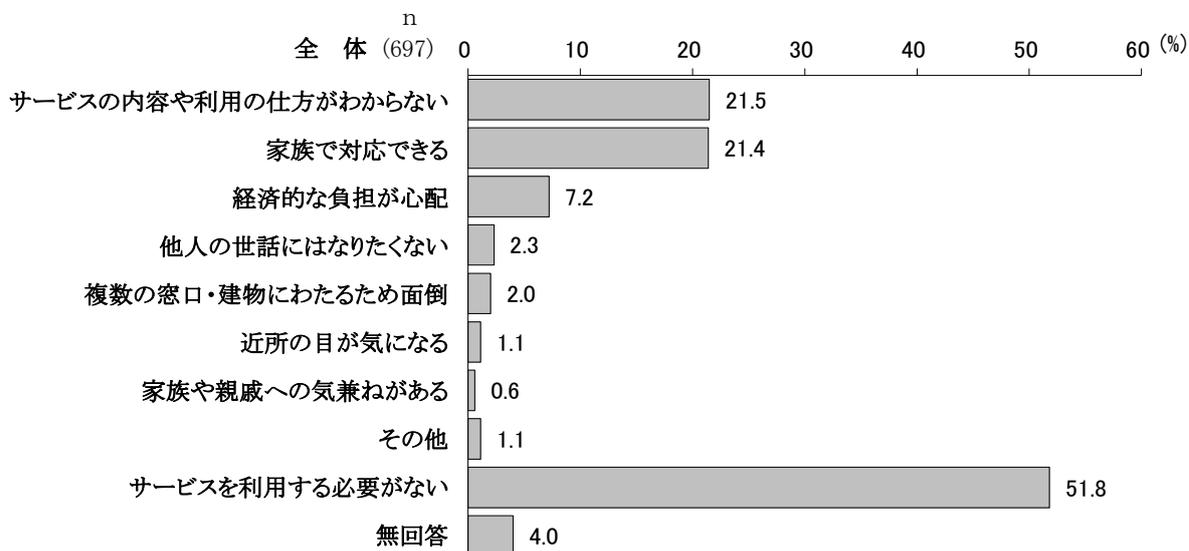
◇ 福祉サービスの利用に関する不都合や不満

福祉サービスの利用者へ、利用に関する不都合や不満を聞いたところ、「不都合や不満を感じたことはない」と「無回答」を除いた4割以上の方が困ったこととしていずれかの項目に回答しており、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」といった福祉情報に関する項目が上位となっていました。



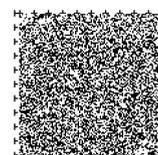
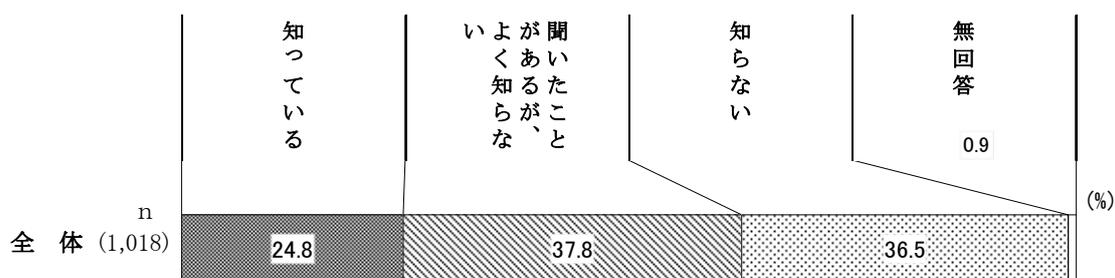
◇ 福祉サービスを利用していない理由

福祉サービスを利用していない人に、利用していない理由を聞いたところ、2割以上の方が「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答しており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要であることがうかがえます。



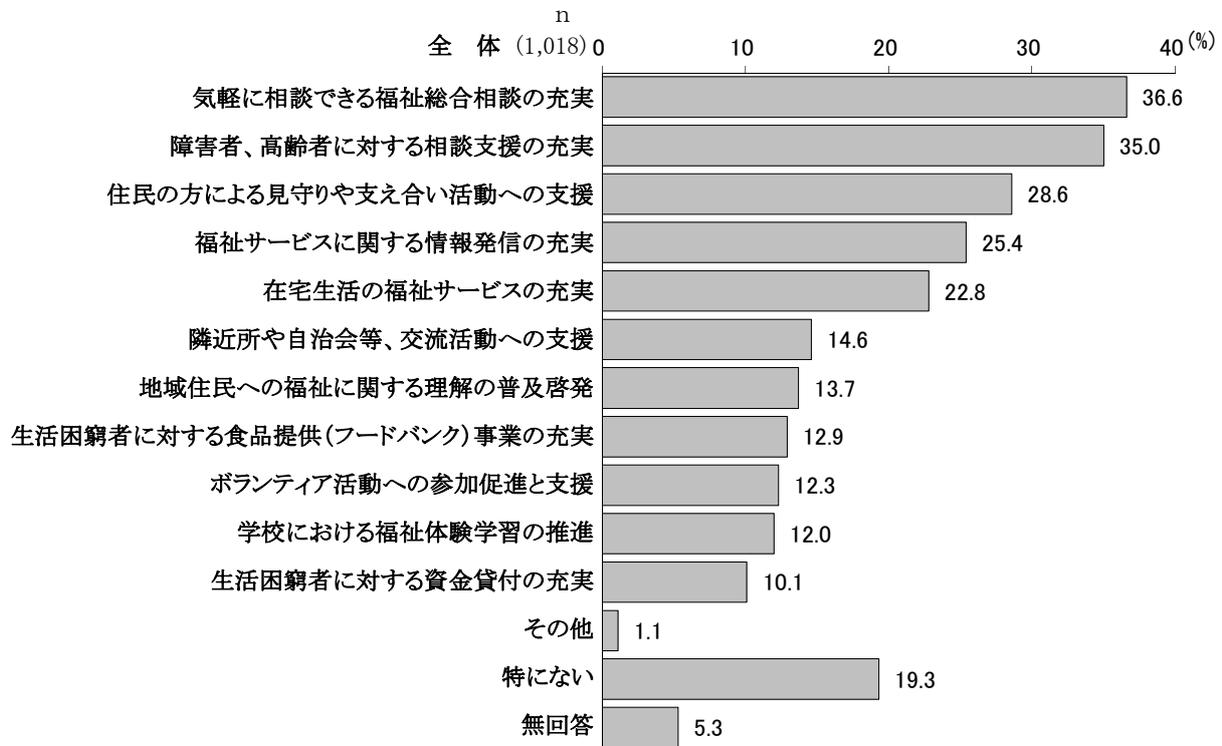
◇ 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は2割半ばとなっています。



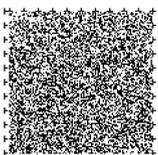
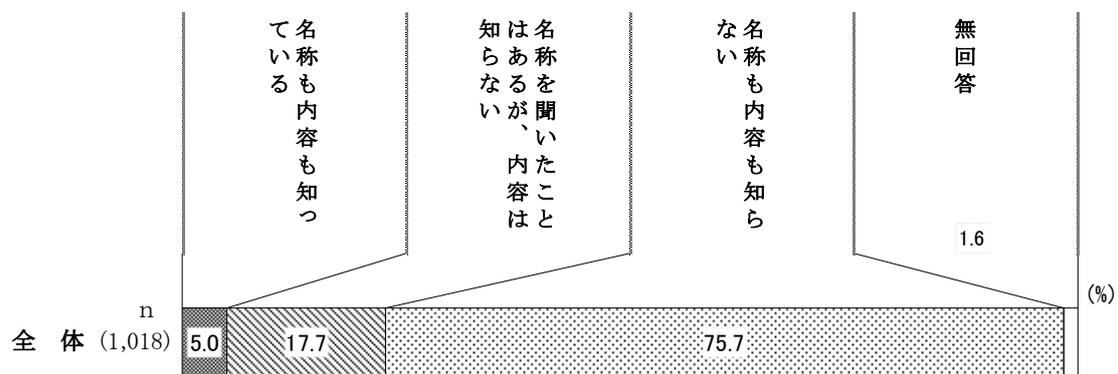
◇ 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいもの

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害者、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位2つを占めていました。



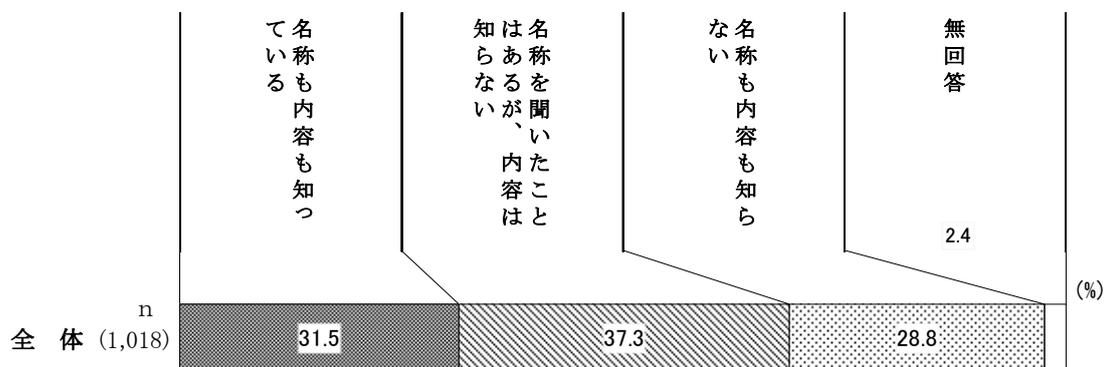
◇ 地域福祉権利擁護事業の認知度

地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は1割未満でした。



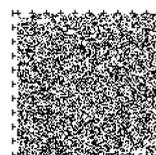
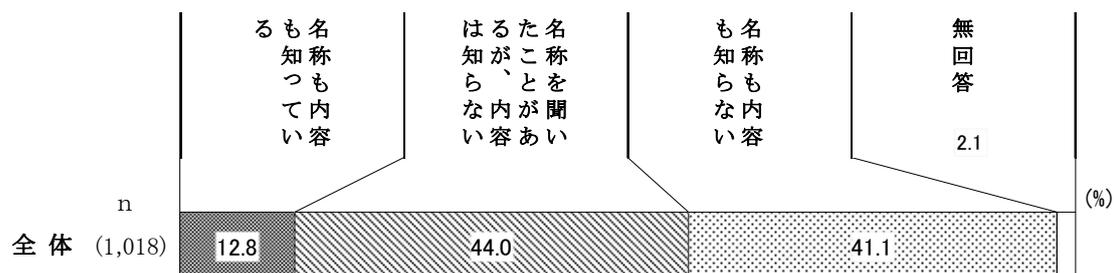
◇ 成年後見制度の認知度

成年後見制度については、「名称も内容も知っている」は3割程度でした。



◇ 生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度については、「知っている」と回答した人は1割程度でした。

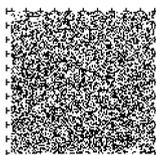
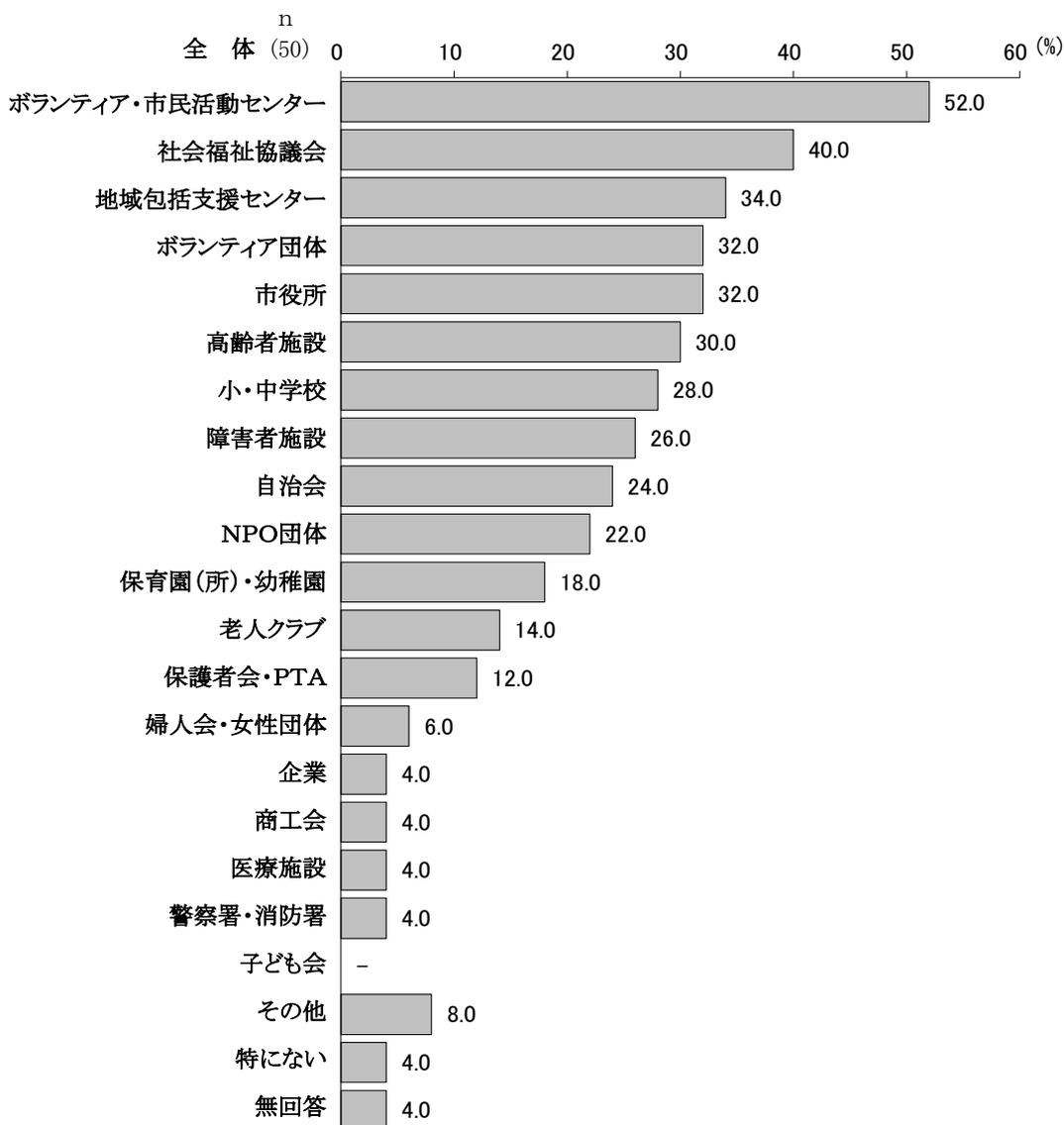


2 市民意識調査（団体向け）の結果

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、ボランティア・市民活動センターに登録している107団体を対象に市民意識調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。この市民意識調査で団体の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

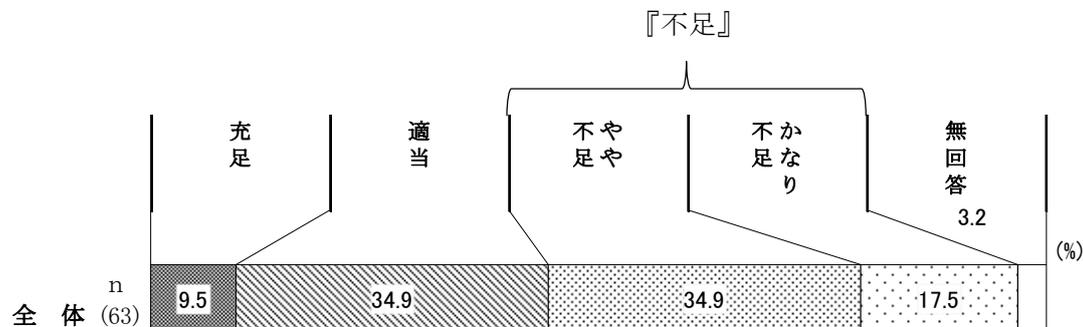
◇ 地域福祉活動において連携・協力している団体（機関）

地域福祉活動を行っている団体に対し、活動に際して連携・協力している団体（機関）について聞いたところ、「ボランティア・市民活動センター」が過半数を占めています。また、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「市役所」等の公的機関や、「ボランティア団体」も3割程度で多くなっています。



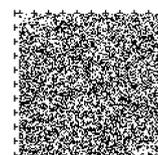
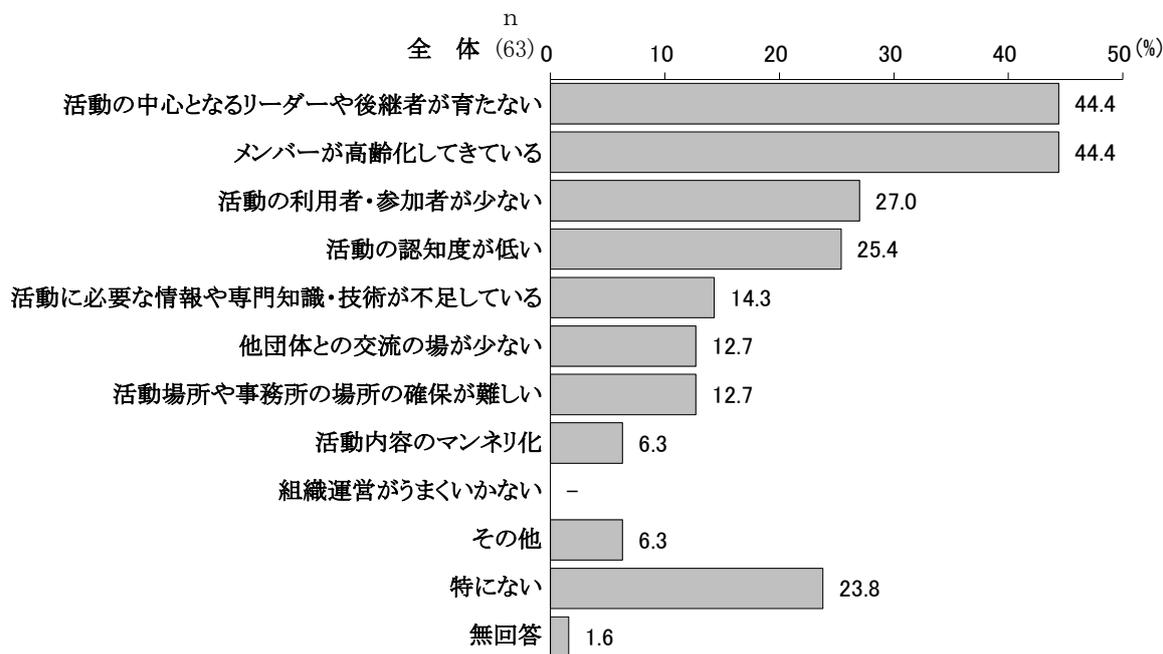
◇ 活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況

活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況については、「やや不足」と「かなり不足」を合わせた『不足』が過半数を占めています。



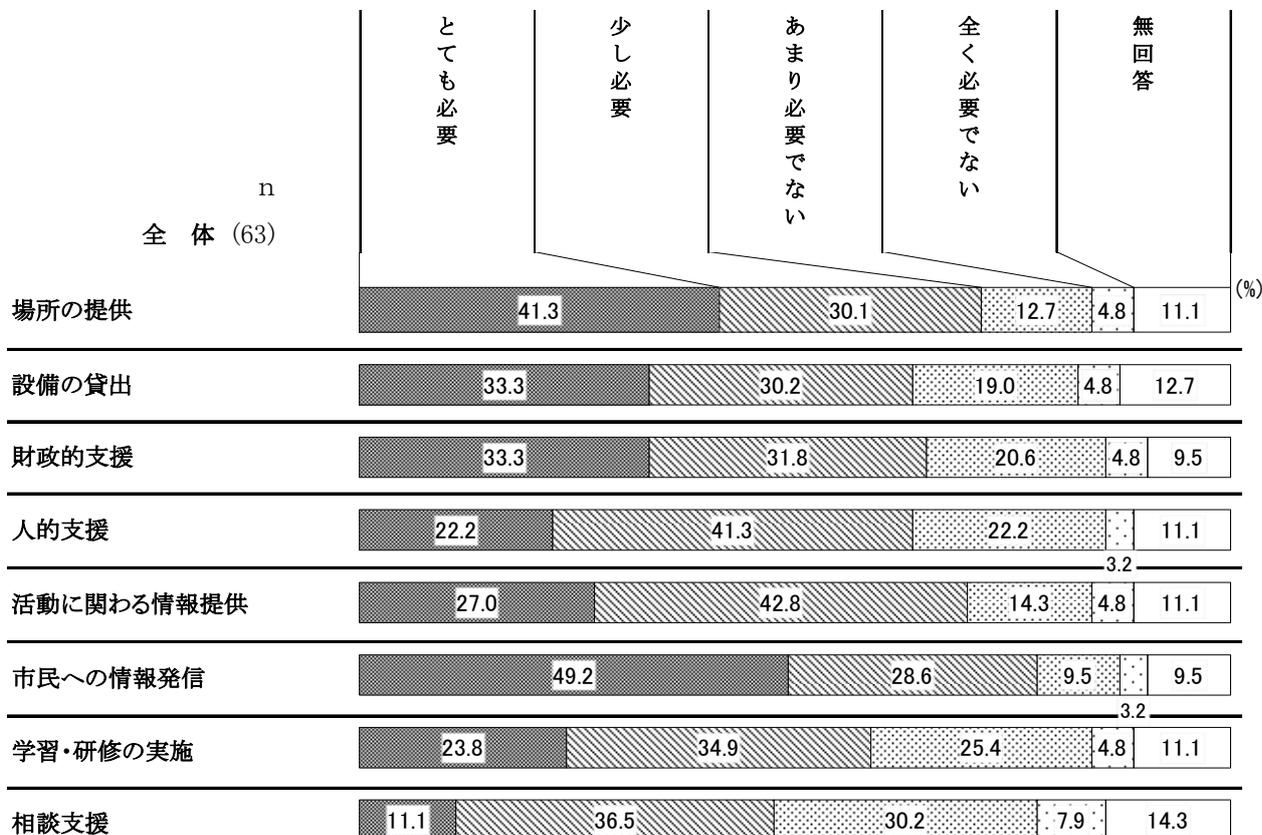
◇ 活動を行う上での課題

活動を行う上での課題については、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人材に関する項目が、特に多くなっています。



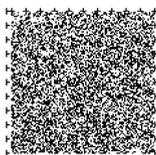
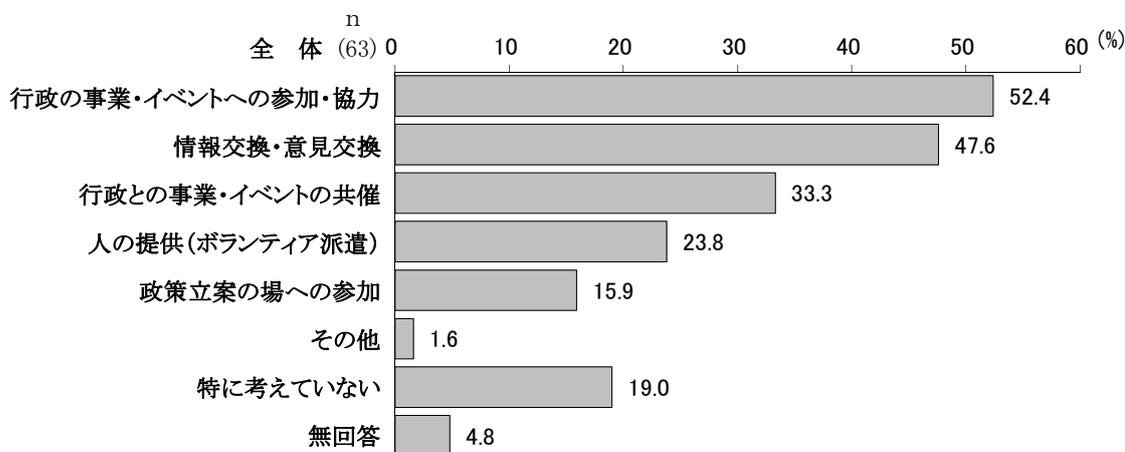
◇ 今後の活動に当たり必要だと思う行政支援

今後の活動に当たり必要だと思う行政支援について聞いたところ、「とても必要」と「少し必要」を合わせた『必要』と回答した割合が多い項目については、「市民への情報発信」や「活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「場所の提供」が特に多くなっています。



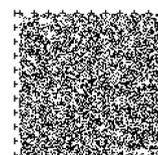
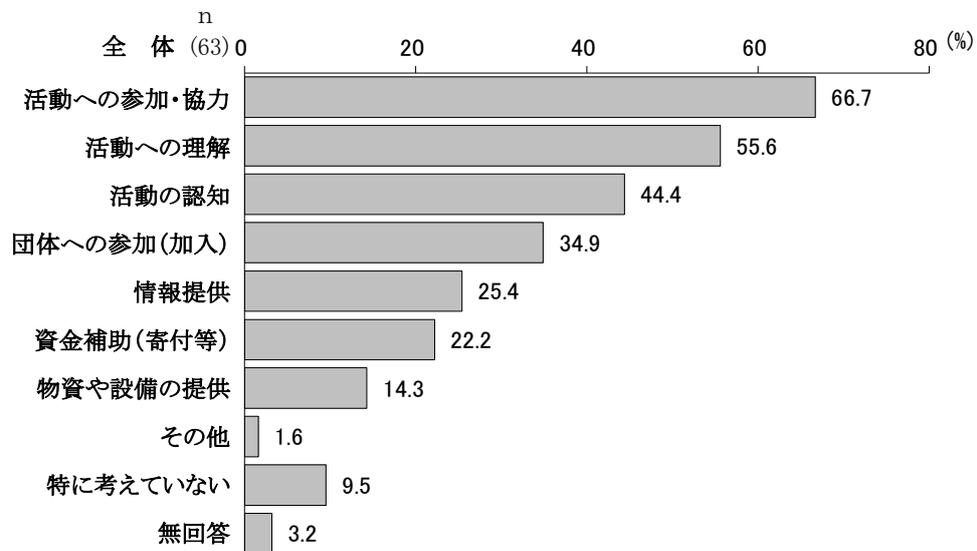
◇ 行政と協働して今後の活動・取組に参画したいこと

行政と協働して今後の活動・取組に参画したいことについて聞いたところ、「行政の事業・イベントへの参加・協力」が5割を超え特に多くなっています。



◇ 今後の活動に当たり市民に期待すること

今後の活動に当たり市民に期待することについて聞いたところ、「活動への参加・協力」が7割近くで特に多くなっています。

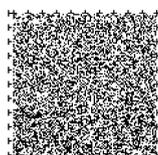


◇ 地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題

活動をしている中で、地域の人々から寄せられた日常の困りごと、福祉における課題等について聞いたところ、以下のような意見がありました。

分野	内容
高齢者・介護 予防等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・話しをする場、相手がいない ・高齢世帯、独居高齢者の情報不足 ・認知症高齢者を介護する家族への支援（情報提供等）
障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害をおもちの方自身の高齢化、障害をおもちの方の御家族の高齢化 ・ろう者の社会への完全参加と、平等の実現 ・福祉サービスがわからない ・障害のある子どもをどのように育てていけばよいか悩んでいる ・動ける重症心身障害児者のショートステイ先が不足 ・障害のある子もない子と一緒に遊べる場所づくりは必要
子ども・子育て 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養育家庭への支援 ・保護者が仕事等で留守にしている時間帯（夕方から保護者が自宅に帰宅するまで等）に利用できる福祉サービスの新設 ・乳幼児とその親の居場所が少ない ・子育てに関する地域の情報の一括した提供が必要 ・乳幼児健診の時間が子どものお昼寝の時間で困る ・スポーツ以外の学校間を越えた子どもの交流が少ない ・学校でのいじめ
福祉分野を横 断する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・だれでも集える場、情報交換ができる場所が少ない ・自治会館の設備が不十分・老朽化
コミュニティ 活動、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係のお手伝いに何う時、駐車場が無い ・交通の便の悪さ ・福祉サービスが24時間態勢ではないこと ・歩道に高齢者や障害者の歩行の妨げになる障害物がある（民家の樹木、不法駐輪、段差等） ・地域活動を推進するリーダーの不足

※ 表記については原則としてそのままの掲載としていますが、意見の趣旨を損なわないよう一部要約したのものもあります。



第3節 計画策定に向けた地域福祉に係る課題

1 地域を支える人づくり

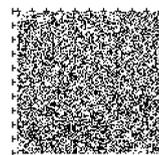
市民意識調査（市民向け）の結果を見ると、あまり積極的な近所付き合いをもたない人が多い一方で、30～39歳では今後の付き合いを広げていきたいと考えている人が多いことがわかります。定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。特に、近所付き合いが密であるほど、ボランティアや市民活動の経験率も多くなっていることから、積極的な近所付き合いの機運を醸成することが地域の力の向上のポイントといえます。

また、多くの市民にとって助け合いのできるものと、してほしいことの要望（災害時の手助けや安否確認の声掛け）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにしてつないでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」と捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。市民の意識としては、7割の人が「市民一人一人が、協力できることをする方がよい」と回答しており、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれるため、今後の関心を高めていくことが重要です。

市民意識調査（団体向け）の結果を見ると、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」や「メンバーが高齢化してきている」と人手不足が活動上の課題として挙げられており、団体が市民に望むこととしても、「活動への参加・協力」が過半数を超えています。市民が地域福祉を始めとする市民活動に積極的に関わることができるよう、地域全体における意識づくりが必要不可欠となっています。

また、団体が地域福祉活動に際して連携・協力している団体（機関）について、「特になし」と回答した団体は1割未満であり、多くの団体が互いに連携して活動を行っている状況がうかがえます。過半数が連携していると回答したボランティア・市民活動センターを中心に、団体同士のネットワーク形成の促進が期待されます。

第四次地域福祉計画では、広報・啓発活動の推進、福祉人材の確保・養成、ボランティア・市民活動への参画の支援、各団体間の連携強化の促進等により、ボランティアを行う個人や団体、NPO法人等への支援に取り組んできました。しかし、市内にどのような地域福祉活動があるかが十分に周知されていないことや、支援制度の硬直化、市民意識調査（団体向け）にもあるとおり福祉の担い手や人材が充足しているとはいえないこと等の課題があることから、更なる支援体制の強化等の取組を充実させる必要があります。



2 市と市民が一体となった地域づくり

市民意識調査（市民向け）の結果を見るとボランティアや市民活動の輪を広げていくために必要なことは「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」といった情報発信に関することが多くなっており、市民と団体との接点を増やしていくことが、活動参加への契機、ひいては地域福祉活動の基盤強化につながると考えられます。

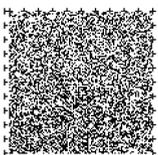
また、市民が自治会やボランティア団体の活動に期待することの1位が「災害が起きたときの対応」であるように、安全・安心のまちづくりには、地域力の向上が不可欠となります。しかし、災害時要支援者名簿登録の認知度は1割程度にとどまっており、避難の支援が必要な人へ地域がどのように対応するか等、非常時に向けた体制の整備は急務となっています。

加えて、単身世帯や、近所に特に親しい人のいない方を中心に、自殺を考えたことのある方の割合が多くなっています。市民一人一人が、「自殺はだれにでも起こり得る身近な問題」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」でもあることを認識し、自殺を考えている人が発しているサインに気付くことができるよう、啓発に努めていくことが重要です。

再犯防止に目を向けると、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」と「保護観察官や保護司の指導を充実強化」が特に多くなっており、社会的な環境面での支援と、行政的な制度面での支援の2つをともに推進していくことが肝要であるといえます。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りの協力について積極的な回答は3割程度となっているのが現状です。犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、再び自立した地域の一員として活動できるよう、理解の促進に向けた取組が望まれます。

市民意識調査（団体向け）の結果を見ると、今後活動に当たり必要だと思う行政支援については、市民意識調査（市民向け）と同様に、「市民への情報発信」が多くなっていました。加えて、「場所の提供」を要望する声も多く、自由記述の地域の人々から寄せられた日常の困りごと、福祉における課題についても、活動拠点や設備の改善に関する意見が複数寄せられています。コミュニティの活性化に向けて、地域の人々の交流や地域活動の拠点となる場所づくりのニーズの高さがうかがえます。

第四次地域福祉計画では、福祉活動推進のための情報提供、公共交通機関の整備、犯罪被害の防止対策の推進等、だれもが安全・安心に暮らせる環境の整備に取り組んできました。しかし、「子どもカフェ」、「子ども食堂」、「お互いさまサロン」等コミュニティ施設の充実、福祉活動の場の確保、多摩都市モノレール延伸の早期実現、若い世代の参加等の課題に加え、新たに再犯防止の推進や自殺対策の強化等の課題があることから、地域が一体となった取組を進める必要があります。



3 包括的な支援の仕組みづくり

市民意識調査（市民向け）の結果を見ると、福祉サービスを利用したことがあるのは、市民の2割で、そのうちの4割以上が利用に関する不都合や不満を抱いていました。特に、不都合や不満の理由としては「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」、「どのサービスがよいかわからず、選びにくかった」等福祉の情報に関することが上位となっています。また、福祉サービスを利用していない人のうち2割が、「サービスの内容や利用の仕方がよくわからない」と回答しています。支援を必要とする人の生活課題が多様化、複雑化する中で、適切なサービスが届くよう、情報提供や相談支援の体制を強化していく必要性があります。

その一方で、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は、決して高くありません。また、生活困窮者自立支援制度等の認知度も低い現状にあります。支援の仕組みづくりのためには、支援のための制度それ自体と、制度につながるための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

加えて、権利擁護の観点からは、権利擁護事業について「名称も内容も知っている」と回答した人は1割未満、成年後見制度について「名称も内容も知っている」と回答した人は3割程度でいずれも多くはなく、認知度の向上や、利用普及が課題となっています。

市民意識調査（団体向け）の結果を見ると、行政と協働して今後の活動・取組に参画したいこととして「行政の事業・イベントへの参加・協力」が5割を超えて多くなっていました。また、自由記述の地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題を見ると、既存のサービスだけでは十分に対応しきれない現状や福祉のニーズが、現場からの目線として挙げられています。これらのことから、地域で活動する団体との協力・連携を図り、制度の狭間や複雑化する地域課題にも対応できる支援の在り方を検討する必要があります。

第四次地域福祉計画では、福祉サービス提供基盤の整備、福祉サービス情報提供の推進、相談窓口の充実、権利擁護事業の充実、保健・医療等の推進、生活困窮者・生活保護受給者への支援等、包括的な支援体制の整備に取り組んできました。しかし、相談機能の充実に伴う相談員の資質向上・高い専門性、支援につながらない方へのアプローチ方法、福祉ニーズの多様化、複雑化及び複合化に伴う支援体制の連携、関係機関による相談記録の共有・活用等の課題があることから、制度・分野の枠を超えた取組を強化する必要があります。

